

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 8 月30日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ
- グローバル・コア株式ファンド
(Premium Funds
- Global Core Equity Fund)

【届出の対象とした募集（売
出）外国投資信託受益証券の
金額】 各受益証券の上限額は、以下の通りとする。
プレミアム・ファンズ
- グローバル・コア株式ファンド
米ドル建てクラス受益証券
10億アメリカ合衆国ドル（約1,507億円）を上限とする。
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券
1,000億円を上限とする。
(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2024
年 2 月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（ 1
米ドル = 150.67円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2024年5月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、原届出書に記載の表現等を一部更新するため、また、投資先ファンドの変更等を反映させるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

（１）半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの仕組み 管理会社の概況 (ハ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況 (2) 投資資産	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び 買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるグローバル・コア株式ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2024年５月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 （米ドル）	投資比率（注１） （％）
投資証券	ルクセンブルグ	96,477,699.43	99.01
現金その他の資産（負債控除後）		963,037.24	0.99
合計 （純資産価額）		97,440,736.67 (約15,273百万円)	100.00

- （注１） 投資比率とは、関連するサブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。
- （注２） アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜上、2024年５月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝156.74円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。
- （注３） ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、サブ・ファンドの各クラス受益証券は、米ドル建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨または円貨をもって行う。
- （注４） 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

（Ａ）投資有価証券の主要銘柄

（2024年５月末日現在）

銘柄	国・地域名	業種	口数	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （％）
				単価	金額	単価	金額	
BlackRock Strategic Funds - BlackRock Systematic Sustainable Global Equity Fund Class I2 Share USD ACC	ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	501,026.690	132.47	66,373,058.82	192.56	96,477,699.43	99.01

（Ｂ）投資不動産物件（2024年５月末日現在）

該当事項なし。

（Ｃ）その他投資資産の主要なもの（2024年５月末日現在）

該当事項なし。

(2) 運用実績

純資産の推移

サブ・ファンドの2024年5月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

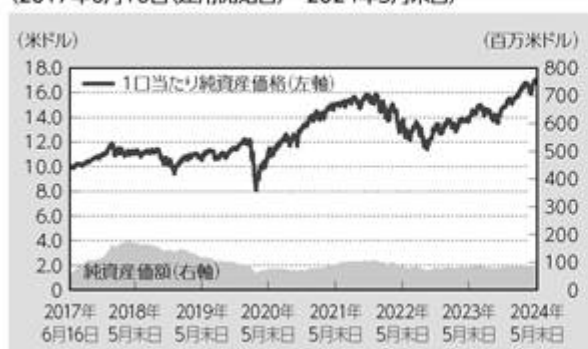
	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	米ドル	円	クラス	基準通貨	円
2023年6月末日	94,775,845.41	14,855,166,010	米ドル建て	14.48米ドル	2,270円
			円建て（ヘッジあり）	1,252円	-
7月末日	96,672,012.71	15,152,371,272	米ドル建て	15.01米ドル	2,353円
			円建て（ヘッジあり）	1,292円	-
8月末日	93,525,060.76	14,659,118,024	米ドル建て	14.66米ドル	2,298円
			円建て（ヘッジあり）	1,254円	-
9月末日	89,412,712.46	14,014,548,551	米ドル建て	14.11米ドル	2,212円
			円建て（ヘッジあり）	1,200円	-
10月末日	86,573,845.24	13,569,584,503	米ドル建て	13.59米ドル	2,130円
			円建て（ヘッジあり）	1,149円	-
11月末日	93,040,969.89	14,583,241,621	米ドル建て	14.83米ドル	2,324円
			円建て（ヘッジあり）	1,247円	-
12月末日	96,467,339.50	15,120,290,793	米ドル建て	15.53米ドル	2,434円
			円建て（ヘッジあり）	1,298円	-
2024年1月末日	95,484,847.17	14,966,294,945	米ドル建て	15.61米ドル	2,447円
			円建て（ヘッジあり）	1,298円	-
2月末日	97,845,990.18	15,336,380,501	米ドル建て	16.15米ドル	2,531円
			円建て（ヘッジあり）	1,337円	-
3月末日	99,878,061.76	15,654,887,400	米ドル建て	16.74米ドル	2,624円
			円建て（ヘッジあり）	1,379円	-
4月末日	96,221,096.73	15,081,694,701	米ドル建て	16.31米ドル	2,556円
			円建て（ヘッジあり）	1,336円	-
5月末日	97,440,736.67	15,272,861,066	米ドル建て	16.82米ドル	2,636円
			円建て（ヘッジあり）	1,371円	-

< 参考情報 >

純資産の推移

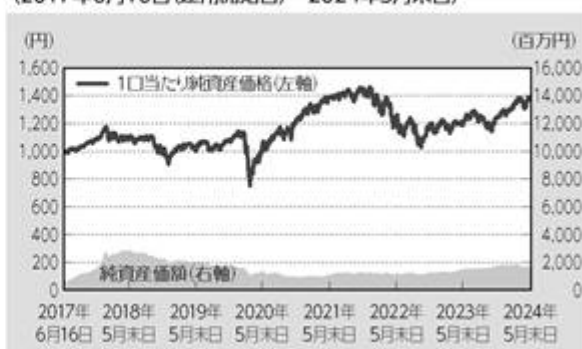
米ドル建て受益証券

(2017年6月16日(運用開始日)～2024年5月末日)



円建て（ヘッジあり）受益証券

(2017年6月16日(運用開始日)～2024年5月末日)



(注) 上記の運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではない。以下同じ。

分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

サブ・ファンドの2024年5月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

受益証券の種類	収益率 ^(注)
米ドル建てクラス受益証券	22.95%
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券	15.40%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

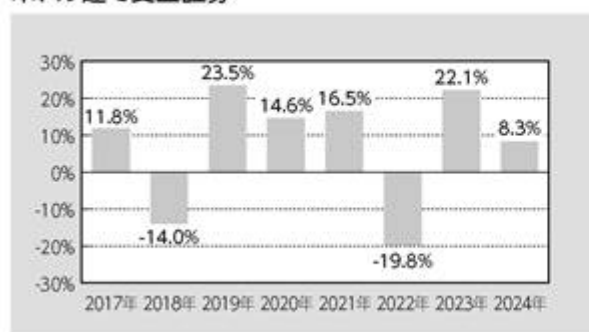
a = 2024年5月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2023年5月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

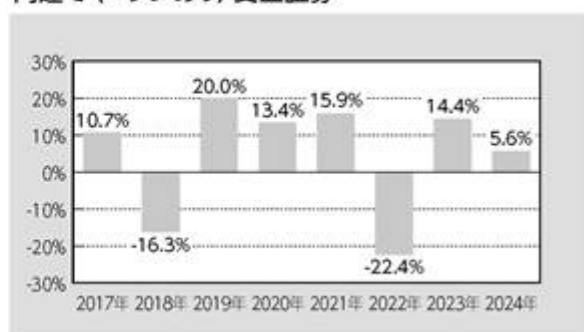
< 参考情報 >

収益率の推移

米ドル建て受益証券



円建て (ヘッジあり) 受益証券



(注1) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格 (当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

ただし、2024年については2024年5月末日における1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格 (分配落の額) (ただし、2017年については当初発行価格である10米ドルまたは1,000円)

(注2) 2017年は2017年6月16日 (運用開始日) から同年12月末日までの、2024年については2024年1月1日から同年5月末日までの収益率を表示している。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

サブ・ファンドの下記期間における販売および買戻しの実績ならびに2024年5月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

米ドル建てクラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2023年6月1日 ～2024年5月末日	475,193.308 (475,193.308)	1,088,726.170 (1,088,726.170)	5,177,317.872 (5,177,317.872)

（注）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2023年6月1日 ～2024年5月末日	413,766.064 (413,766.064)	446,760.221 (446,760.221)	1,187,862.733 (1,187,862.733)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

1) 米ドル建て受益証券 = 米ドル

2) 円建て（ヘッジあり）受益証券 = 日本円

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2024年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 156.74円

（１）資産及び負債の状況

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

純資産計算書

2024年5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額 （取得原価66,373,058.82米ドル （10,403,313千円））	1.2	96,477,699.43	15,121,915
銀行預金		1,319,674.35	206,846
資産合計		97,797,373.78	15,328,760
負債			
為替先渡取引に係る未実現評価損	1.6,9	158,631.08	24,864
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	95,653.58	14,993
未払印刷および公告費用		37,382.19	5,859
未払弁護士費用		23,378.00	3,664
未払専門家費用		15,696.18	2,460
未払代行協会員報酬	7	8,173.41	1,281
未払管理事務代行会社報酬	5	4,919.24	771
未払投資運用会社報酬	4	4,081.87	640
未払保管会社報酬	6	3,276.25	514
未払受託会社報酬	2	2,608.64	409
未払管理会社報酬	3	2,452.93	384
その他の未払費用		383.74	60
負債合計		356,637.11	55,899
純資産		97,440,736.67	15,272,861
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		87,076,135.41	13,648,313
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,628,745,265円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		5,177,317.872口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,187,862.733口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		16.82	2,636円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,371円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
2022年11月30日	5,953,900.236 □	1,022,015.450 □
2023年11月30日	5,488,780.545 □	1,376,418.740 □
発行受益証券	274,875.952 □	161,516.184 □
買戻受益証券	(586,338.625)□	(350,072.191)□
2024年 5 月31日	5,177,317.872 □	1,187,862.733 □

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
純資産、期末		
2022年11月30日	77,616,911.62米ドル (12,165,675千円)	1,193,960,137円
2023年11月30日	81,378,758.79米ドル (12,755,307千円)	1,716,385,919円
2024年 5 月31日	87,076,135.41米ドル (13,648,313千円)	1,628,745,265円

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
受益証券 1 口当たり純資産価格、期末		
2022年11月30日	13.04米ドル (2,044円)	1,168円
2023年11月30日	14.83米ドル (2,324円)	1,247円
2024年 5 月31日	16.82米ドル (2,636円)	1,371円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド

財務書類に対する注記

2024年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当会計期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．為替先渡取引

2024年5月31日現在、以下の為替先渡取引は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
米ドル	10,848,550.74	日本円	1,675,500,000.00	2024年6月17日	(158,631.08)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価損					(158,631.08)

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2024年5月31日現在の米ドルに対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	157.1450

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている買付申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注14．決算日後の状況

投資運用会社からの通知に基づき、管理会社は、サブ・ファンドの投資先ファンドを現在のブラックロック・ストラテジック・ファンズ - ブラックロック・システムティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド（以下「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ投資先ファンド」という。）からブラックロック・ファンズI ICAV - ブラックロック・サステナブル・アドバンテージ・ワールド・エクイティ・ファンド（クラスD 累積投資型米ドル建て）（以下「ブラックロック・ファンズI ICAV投資先ファンド」という。）に変更することを2024年7月12日付で決定した。これは、ブラックロック・ファンズI ICAV投資先ファンドの総経費率がより低くかつリスク・リターンの構成がブラックロック・ストラテジック・ファンズ投資先ファンドと似ているため、投資先ファンドを変更することが投資家にとって最善の利益であるという観点によるものである。ブラックロック・ストラテジック・ファンズ投資先ファンドからブラックロック・ファンズI ICAV投資先ファンドへの切り替えは、2024年9月3日から2024年9月18日の間に段階的に行われる。

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じたその他の重要な事象はなかった。

（２）投資有価証券明細表等

プレミアム・ファンズ グローバル・コア株式ファンド
投資有価証券明細表
2024年 5 月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
501,026.69	BlackRock Strategic Funds - BlackRock Systematic Sustainable Global Equity Fund Class I2 Share USD ACC	米ドル	66,373,058.82	96,477,699.43	99.01
投資信託合計			66,373,058.82	96,477,699.43	99.01
投資有価証券合計			66,373,058.82	96,477,699.43	99.01

投資有価証券の分類
2024年 5 月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.01
		99.01
投資有価証券合計		99.01

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

スイッチング先サブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオおよびグローバル・コア債券ファンドの経理状況

グローバル・コア株式ファンドの米ドル建て受益証券および円建て（ヘッジあり）受益証券は、一時停止期間を除き、プレミアム・ファンのサブ・ファンドであるウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型およびウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型（以下、本段落において個別にまたは総称して「ウェルス・コアポートフォリオ」ということがある。）ならびにグローバル・コア債券ファンドのあらゆる受益証券間でのスイッチングを行うことができる。この点、これらのスイッチング先サブ・ファンドについては、2024年8月30日に半期報告書が提出され、経理状況として2024年5月31日現在の中間財務書類が開示されているため、本書においても当該財務書類の内容を記載する。なお、以下、ウェルス・コアポートフォリオの経理状況に関する記載において、ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、ウェルス・コアポートフォリオ グロース型および／またはウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型を個別にまたは総称して「サブ・ファンド」といい、受益証券の記載は、いずれもウェルス・コアポートフォリオの受益証券を指すものとする。また、グローバル・コア債券ファンドの経理状況に関する記載において、グローバル・コア債券ファンドを「サブ・ファンド」といい、受益証券の記載は、いずれもグローバル・コア債券ファンドの受益証券を指すものとする。

- a. サブ・ファンドの日本文中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定に従って日本文中に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。）。
- b. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび日本円で表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

1) 米ドル建て受益証券	=	米ドル
2) 円建て（ヘッジあり）受益証券	=	日本円
3) 米ドル建て承継機能付受益証券	=	米ドル

日本文中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の2024年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 米ドル = 156.74円

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

純資産計算書

2024年5月31現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
（取得原価152,601,455.03米ドル			
（23,918,752千円））	1.2	182,376,473.05	28,585,688
銀行預金		2,964,107.56	464,594
資産合計		185,340,580.61	29,050,283
負債			
為替先渡取引に係る未実現純評価損	1.6,9	1,791,155.01	280,746
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	179,500.52	28,135
未払印刷および公告費用		26,425.76	4,142
未払専門家費用		15,765.60	2,471
未払代行協会員報酬	7	13,809.63	2,165
未払弁護士費用		10,884.97	1,706
未払管理事務代行会社報酬	5	9,298.77	1,457
未払保管会社報酬	6	6,193.08	971
未払管理会社報酬	3	4,603.07	721
未払受託会社報酬	2	3,234.98	507
その他の未払費用		329.18	52
負債合計		2,061,200.57	323,073
純資産		183,279,380.04	28,727,210
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		160,090,503.18	25,092,585
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		3,609,326,973円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		220,745.69	34,600
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		13,401,942.188口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		3,822,627.603口	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		21,830.801口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		11.95	1,873円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		944円	
米ドル建て承継機能付クラス受益証券		10.11	1,585円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

統計情報

発行済受益証券口数、 期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	米ドル建て承継機能付 クラス受益証券
2022年11月30日	15,873,257.599 □	4,277,466.328 □	33,589.918 □
2023年11月30日	14,256,862.961 □	4,096,965.358 □	21,830.801 □
発行受益証券	164,339.459 □	112,750.833 □	-
買戻受益証券	(1,019,260.232) □	(387,088.588) □	-
2024年 5月31日	13,401,942.188 □	3,822,627.603 □	21,830.801 □

純資産、期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	米ドル建て承継機能付 クラス受益証券
2022年11月30日	172,866,935.89米ドル （ 27,095,164千円 ）	4,029,122,724円	309,613.08米ドル （ 48,529千円 ）
2023年11月30日	161,183,025.68米ドル （ 25,263,827千円 ）	3,776,564,410円	208,921.92米ドル （ 32,746千円 ）
2024年 5月31日	160,090,503.18米ドル （ 25,092,585千円 ）	3,609,326,973円	220,745.69米ドル （ 34,600千円 ）

受益証券 1口当たり 純資産価格、期末	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券	米ドル建て承継機能付 クラス受益証券
2022年11月30日	10.89米ドル （ 1,707円 ）	942円	9.22米ドル （ 1,445円 ）
2023年11月30日	11.31米ドル （ 1,773円 ）	922円	9.57米ドル （ 1,500円 ）
2024年 5月31日	11.95米ドル （ 1,873円 ）	944円	10.11米ドル （ 1,585円 ）

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

財務書類に対する注記

2024年5月31日現在

注1. 重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当会計期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．為替先渡取引

2024年5月31日現在、以下の為替先渡取引は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益／（損） 米ドル
米ドル	26,017,077.62	日本円	3,792,795,592.00	2024年6月18日	(1,810,862.39)
日本円	143,700,000.00	米ドル	936,690.27	2024年6月18日	19,707.38
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現純評価損					(1,791,155.01)

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2024年5月31日現在の米ドルに対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	157.1450

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている買付申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じた重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型

投資有価証券明細表

2024年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
1,347,045.373	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Global Multi-Asset Conservative Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	152,601,455.03	182,376,473.05	99.51
投資信託合計			152,601,455.03	182,376,473.05	99.51
投資有価証券合計			152,601,455.03	182,376,473.05	99.51

投資有価証券の分類

2024年 5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.51
		99.51
投資有価証券合計		99.51

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

純資産計算書

2024年5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
（取得原価97,451,697.29米ドル			
（15,274,579千円））	1.2	134,928,404.67	21,148,678
銀行預金		2,242,635.79	351,511
資産合計		137,171,040.46	21,500,189
負債			
為替先渡取引に係る未実現純評価損	1.6,9	1,281,570.24	200,873
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	132,932.59	20,836
未払印刷および公告費用		26,485.72	4,151
未払専門家費用		15,765.53	2,471
未払弁護士費用		11,904.48	1,866
未払代行協会員報酬	7	10,227.00	1,603
未払管理事務代行会社報酬	5	6,884.10	1,079
未払保管会社報酬	6	4,584.86	719
未払管理会社報酬	3	3,408.95	534
未払受託会社報酬	2	2,608.64	409
その他の未払費用		299.31	47
負債合計		1,496,671.42	234,588
純資産		135,674,369.04	21,265,601
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		117,587,445.81	18,430,656
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		2,842,269,551円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		7,549,279.487口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		2,249,872.151口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		15.58	2,442円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,263円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
2022年11月30日	8,654,138.967 □	2,410,418.935 □
2023年11月30日	7,872,849.864 □	2,367,733.141 □
発行受益証券	167,031.669 □	297,536.119 □
買戻受益証券	(490,602.046)□	(415,397.109)□
2024年 5 月31日	7,549,279.487 □	2,249,872.151 □

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
純資産、期末		
2022年11月30日	113,455,507.92米ドル (17,783,016千円)	2,803,648,273円
2023年11月30日	110,438,816.63米ドル (17,310,180千円)	2,775,137,711円
2024年 5 月31日	117,587,445.81米ドル (18,430,656千円)	2,842,269,551円

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
受益証券 1 口当たり純資産価格、期 末		
2022年11月30日	13.11米ドル (2,055円)	1,163円
2023年11月30日	14.03米ドル (2,199円)	1,172円
2024年 5 月31日	15.58米ドル (2,442円)	1,263円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

財務書類に対する注記

2024年5月31日現在

注1. 重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選出した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社を選出した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当会計期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注9．為替先渡取引

2024年5月31日現在、以下の為替先渡取引は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益／（損） 米ドル
米ドル	17,931,006.10	日本円	2,614,000,000.00	2024年6月18日	(1,248,048.88)
米ドル	1,172,206.44	日本円	178,700,000.00	2024年6月18日	(31,860.46)
米ドル	659,438.01	日本円	101,300,000.00	2024年6月18日	(13,021.68)
日本円	85,500,000.00	米ドル	556,955.04	2024年6月18日	11,360.78
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現純評価損					(1,281,570.24)

注10．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2024年5月31日現在の米ドルに対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	157.1450

注11．税金

11.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

11.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている購入申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注13．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注14．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じた重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ グロース型

投資有価証券明細表

2024年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
775,272.378	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Global Multi-Asset Growth Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	97,451,697.29	134,928,404.67	99.45
投資信託合計			97,451,697.29	134,928,404.67	99.45
投資有価証券合計			97,451,697.29	134,928,404.67	99.45

投資有価証券の分類

2024年 5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.45
		99.45
投資有価証券合計		99.45

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型の財務書類

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型

純資産計算書

2024年5月31現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
（取得原価6,776,301.41米ドル			
（1,062,117千円））			
	1.2	7,293,345.19	1,143,159
資産合計		7,293,345.19	1,143,159
負債			
未払印刷および公告費用		33,128.87	5,193
未払弁護士費用		25,036.56	3,924
未払専門家費用		15,606.87	2,446
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	7,061.32	1,107
未払受託会社報酬	2	2,608.64	409
未払管理事務代行会社報酬	5	1,126.87	177
当座借越		624.10	98
未払代行協会員報酬	7	543.19	85
未払保管会社報酬	6	270.40	42
未払管理会社報酬	3	181.01	28
その他の未払費用		278.36	44
負債合計		86,466.19	13,553
純資産		7,206,879.00	1,129,606
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		7,206,879.00	1,129,606
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		765,609.156口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		9.41	1,475円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末	
2022年11月30日	984,600.463 □
2023年11月30日	813,417.425 □
発行受益証券	4,430.386 □
買戻受益証券	(52,238.655) □
2024年 5 月31日	765,609.156 □

	米ドル建て クラス受益証券
純資産、期末	
2022年11月30日	8,837,675.67米ドル (1,385,217千円)
2023年11月30日	7,443,375.62米ドル (1,166,675千円)
2024年 5 月31日	7,206,879.00米ドル (1,129,606千円)

	米ドル建て クラス受益証券
受益証券 1 口当たり純資産価格、期末	
2022年11月30日	8.98米ドル (1,408円)
2023年11月30日	9.15米ドル (1,434円)
2024年 5 月31日	9.41米ドル (1,475円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型

財務書類に対する注記

2024年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当会計期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、全額償却された。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

注２．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注３．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注４．投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資先ファンドの資産から報酬を受け取るため、サブ・ファンドの資産から報酬を受け取っていない。

注５．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間12,500ユーロ）。

注６．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間3,000ユーロ）。

注７．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注８．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.15%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注９．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている買付申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注11．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注12．決算日後の状況

販売取扱会社報酬の料率は、サブ・ファンドの純資産価額の年率1.15%から0.50%に変更され、変更後の料率は2024年9月の最初の純資産価額に適用される。

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じたその他の重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型

投資有価証券明細表

2024年 5 月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
65,346.700	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs Global Absolute Return Portfolio Class I Share USD ACC	米ドル	6,776,301.41	7,293,345.19	101.20
投資信託合計			6,776,301.41	7,293,345.19	101.20
投資有価証券合計			6,776,301.41	7,293,345.19	101.20

投資有価証券の分類

2024年 5 月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	101.20
		101.20
投資有価証券合計		101.20

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンドの財務書類

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

純資産計算書

2024年5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

	注	米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
（取得原価86,590,234.72米ドル			
（13,572,153千円））	1.2	96,083,315.90	15,060,099
銀行預金		578,625.90	90,694
資産合計		96,661,941.80	15,150,793
負債			
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	8	86,115.39	13,498
未払投資先ファンド管理・顧問報酬	10	66,596.51	10,438
未払印刷および公告費用		37,144.01	5,822
未払弁護士費用		23,450.98	3,676
未払専門家費用		15,729.28	2,465
未払代行協会員報酬	7	8,045.87	1,261
未払管理事務代行会社報酬	5	4,832.52	757
未払投資運用会社報酬	4	4,018.20	630
未払保管会社報酬	6	3,218.40	504
未払受託会社報酬	2	2,604.00	408
未払管理会社報酬	3	2,414.66	378
為替先渡取引に係る未実現評価損	1.6,9	0.26	0
その他の未払費用		374.11	59
負債合計		254,544.19	39,897
純資産		96,407,397.61	15,110,896
純資産			
米ドル建てクラス受益証券		85,530,815.76	13,406,100
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,709,200,455円	
発行済受益証券口数			
米ドル建てクラス受益証券		7,867,419.456口	
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		1,832,695.456口	
受益証券1口当たり純資産価格			
米ドル建てクラス受益証券		10.87	1,704円
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券		933円	

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

統計情報

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
発行済受益証券口数、期末		
2022年11月30日	7,522,209.760 □	1,230,670.445 □
2023年11月30日	8,035,167.105 □	1,538,043.491 □
発行受益証券	582,767.561 □	423,262.181 □
買戻受益証券	(750,515.210)□	(128,610.216)□
2024年 5 月31日	7,867,419.456 □	1,832,695.456 □

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
純資産、期末		
2022年11月30日	77,734,238.67米ドル (12,184,065千円)	1,191,073,628円
2023年11月30日	85,307,752.93米ドル (13,371,137千円)	1,443,628,136円
2024年 5 月31日	85,530,815.76米ドル (13,406,100千円)	1,709,200,455円

	米ドル建て クラス受益証券	円建て（ヘッジあり） クラス受益証券
受益証券 1 口当たり純資産価格、期末		
2022年11月30日	10.33米ドル (1,619円)	968円
2023年11月30日	10.62米ドル (1,665円)	939円
2024年 5 月31日	10.87米ドル (1,704円)	933円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

財務書類に対する注記

2024年5月31日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および／または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現評価損益の純変動額は当会計期間に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現評価損益が当会計期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現純損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、受託会社または管理会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5会計年度以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースの発生主義で、かつ源泉徴収税を控除して計上される。

1.5 外貨換算

米ドル以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建取引は当該取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。

1.6 為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先渡レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.01%の受託会社報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.03%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注4．投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.06%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間16,000ユーロ）。

注6．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.04%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する（最低額は年間4,000ユーロ）。

注7．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注 8．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産の年率0.02%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産部分の年率1.05%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注 9．為替先渡取引

2024年 5月31日現在、以下の為替先渡取引は未決済である。

円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする為替先渡取引

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損） 米ドル
日本円	34,861.00	米ドル	221.78	2024年 6月 6日	(0.26)
円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーする為替先渡取引に係る未実現評価損					(0.26)

注10．投資先ファンド管理・顧問報酬

サブ・ファンドは、投資先ファンドへの投資に関連して、参照期間中、投資先ファンドの平均日次純資産評価額の0.40%の年次管理・顧問報酬を負担する。当該報酬は、投資先ファンドによりサブ・ファンドに対して四半期毎に請求されることになっている。

注11．為替レート

サブ・ファンドの米ドル以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2024年 5月31日現在の米ドルに対する為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	157.1450

注12．税金

12.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドはファンドの設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

12.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注13．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書および英文目論見書に関連する付属書類（以下「付属書類」という）に記載されている買付申込通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載されている買戻請求の通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の手続に服しつつ、管理事務代行会社により、関連する計算日に計算され、公表される。

注14．関連当事者取引

管理会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社、販売会社および代行協会員、投資運用会社ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

投資運用会社は、投資先ファンドの管理会社と同じ企業グループに属しているため、サブ・ファンドの関連当事者とみなされている。

注15．決算日後の状況

受託会社および管理会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後に生じた重要な事象はなかった。

プレミアム・ファンズ グローバル・コア債券ファンド

投資有価証券明細表

2024年 5月31日現在

（表示通貨：米ドル）

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			米ドル	米ドル	%
709,369.45	JPMorgan Funds - Global Bond Opportunities Fund - JPM Global Bond Opportunities X (acc) - USD**	米ドル	75,461,869.64	85,252,020.26	88.43
164,277.96	JPMorgan Funds - Global Bond Opportunities Fund - JPM Global Bond Opportunities X (acc) - JPY (hedged)***	日本円	11,128,365.08	10,831,295.64	11.23
投資信託合計			86,590,234.72	96,083,315.90	99.66
投資有価証券合計			86,590,234.72	96,083,315.90	99.66

投資有価証券の分類

2024年 5月31日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 [*]
ルクセンブルグ		%
	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	99.66
		99.66
投資有価証券合計		99.66

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（^{*}）百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率（^{**}）米ドル建てクラス受益証券の投資先ファンド（^{***}）円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の投資先ファンド[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2024年5月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ（約9億2,466万円）で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ（約3,396円）の記名式株式272,311株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2024年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝169.78円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（随時改正される。）に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（随時改正される。）第125 - 2条に規定された投資信託（以下「UCI」という。）を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（随時改正される。）（以下「AIFMD」という。）ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律（改正済）に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社（AIFM）として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、サブ・ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興証券株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業（投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。）に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の現実の詐欺または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の現実の詐欺または故意の不履行による作為もしくは不

作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理会社報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」という。）および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

2024年5月末日現在、管理会社は、以下の通りに分類される6本の投資信託を運営および管理している。

（2024年5月末日現在）

分類		内訳	
A分類	通貨建て別 運用金額	米ドル建て：	3,743,300,317米ドル
		ユーロ建て：	2,179,607ユーロ
		日本円建て：	2,247,015,822,387円
		豪ドル建て：	13,595,813豪ドル
B分類	投資信託の種類 （基本的性格）	1本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、5本がケイマン諸島籍・契約型・オープン・エンド型である。	

（3）その他

半期報告書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2024年5月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝169.78円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2024年3月31日現在
(単位：ユーロ)

	注	2024年3月31日		2023年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- 有形資産					
a) その他の備品および付属品、工具および設備	3	8,231	1,397	2,136	363
流動資産					
- 債権					
売掛金					
- 1年以内に支払期限の到来するもの	4	1,190,974	202,204	1,047,017	177,763
その他の債権					
- 1年以内に支払期限の到来するもの		6,618	1,124	5,000	849
- 預金および手許現金	5	12,334,182	2,094,097	9,993,152	1,696,637
前払金		70,915	12,040	74,511	12,650
資産合計		<u>13,610,920</u>	<u>2,310,862</u>	<u>11,121,816</u>	<u>1,888,262</u>
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	6	5,446,220	924,659	5,446,220	924,659
- 準備金					
・ 法定準備金	7	673,906	114,416	574,420	97,525
・ 公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) その他の利用可能な準備金		2,920,510	495,844	999,124	169,631
b) その他の利用可能でない準備金	8	1,443,562	245,088	1,474,712	250,377
		<u>5,037,978</u>	<u>855,348</u>	<u>3,048,256</u>	<u>517,533</u>
- 当期損益		<u>2,118,205</u>	<u>359,629</u>	<u>1,989,722</u>	<u>337,815</u>
		12,602,403	2,139,636	10,484,198	1,780,007
引当金					
- 納税引当金	9	661,448	112,301	350,336	59,480
- その他の引当金	10	301,420	51,175	146,616	24,892
		<u>962,868</u>	<u>163,476</u>	<u>496,952</u>	<u>84,373</u>
債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	11	-	-	103,735	17,612
- その他の債務					
- 社会保障	11	45,649	7,750	36,931	6,270
		<u>45,649</u>	<u>7,750</u>	<u>140,666</u>	<u>23,882</u>
資本金、準備金および負債合計		<u>13,610,920</u>	<u>2,310,862</u>	<u>11,121,816</u>	<u>1,888,262</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

（２）損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

損益計算書

2024年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注	2024年３月31日		2023年３月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上高	12.1	4,688,515	796,016	4,317,292	732,990
その他の営業収益	13.2	5,531	939	8,254	1,401
原材料・消耗品およびその他外部費用					
b) その他の外部費用	12.2	(418,435)	(71,042)	(313,170)	(53,170)
人件費		(1,521,982)	(258,402)	(1,214,244)	(206,154)
- 賃金および給与		(1,241,024)	(210,701)	(993,030)	(168,597)
- 社会保障費		(128,951)	(21,893)	(107,286)	(18,215)
- 年金関連		(45,177)	(7,670)	(38,988)	(6,619)
- その他の社会保障費		(83,774)	(14,223)	(68,298)	(11,596)
- その他の人件費		(152,007)	(25,808)	(113,928)	(19,343)
その他の営業費用	13.1	(294,751)	(50,043)	(219,023)	(37,186)
その他の未収利息および類似収益		366,465	62,218	84,482	14,343
未払利息および類似費用		-	-	-	-
損益に係る税金		(707,138)	(120,058)	(673,869)	(114,409)
税引後損益		<u>2,118,205</u>	<u>359,629</u>	<u>1,989,722</u>	<u>337,815</u>
その他の税金		-	-	-	-
当期利益		<u>2,118,205</u>	<u>359,629</u>	<u>1,989,722</u>	<u>337,815</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2024年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのU C I（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」という。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U（以下「A I F M D」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2024年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（適格機関投資家向け）（「Q M S」）、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクオンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業の前提で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整			
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	5,096	5,096	(2,960)	(4,234)	2,136	862
- 家具、備品 および付属品	7,264	15,697	(7,264)	(8,328)	0	7,369

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- 家具および備品 20%
- オフィスレイアウト 50%

注4．売掛金

2024年3月31日および2023年3月31日現在の売掛金は、未収管理報酬である。

注5．預金および手許現金

預金には、S M B Cグループ内に預託された12,280,070ユーロ（2023年：9,969,028ユーロ）の資金と、B I L銀行（バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク）内に預託された54,112ユーロが含まれており、制限付き現金はない。

注6．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2024年3月31日または2023年3月31日に終了した年度中に自社株を取得しなかった。

当社の現在の単独株主はS M B C日興証券株式会社である。

注 7 . 法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも 5 % を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2023年 3 月31日に終了した年度の利益に関しては、99,486ユーロが積立てられた（2022年 3 月31日に終了した年度の利益に関しては83,706ユーロ）。

注 8 . 資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2023年 3 月31日現在残高	5,446,220	574,420	999,124	1,474,712	2,473,836	1,989,722
損益の繰入額	-	99,486	1,921,386	(31,150)	1,890,236	(1,989,722)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,118,205
2024年 3 月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,562	4,364,072	2,118,205

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1) + (2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2022年 3 月31日現在残高	5,446,220	490,714	940,615	1,242,812	2,183,427	1,674,115
損益の繰入額	-	83,706	1,358,509	231,900	1,590,409	(1,674,115)
分配済み配当金	-	-	(1,300,000)	-	(1,300,000)	-
当期損益	-	-	-	-	-	1,989,722
2023年 3 月31日現在残高	5,446,220	574,420	999,124	1,474,712	2,473,836	1,989,722

当社は、施行された税法に準拠して、純富裕税（NWT）負債を軽減した。当該法律に従い、当社は、純富裕税の控除額の 5 倍に相当する金額を利用可能でない準備金（「特別納税準備金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該準備金は、5 年間は配当に利用することはできない。

注 9 . 納税引当金

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純富裕税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

注10 . その他の引当金

	2024年 3 月31日	2023年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	301,420	146,616
	301,420	146,616

監査報酬に対する引当金は、2023年 3 月31日現在は「1 年以内に支払期限が到来する買掛金」に計上されていたが、当年度より「その他の引当金」として計上されている。

注11 . その他の債務

2024年 3 月31日および2023年 3 月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2024年 3 月31日	2023年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	45,649	36,931
	45,649	36,931

注12．純売上高およびその他の外部費用

12.1 純売上高

	2024年 3 月31日	2023年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	4,688,515	4,317,292
	4,688,515	4,317,292

2024年 3 月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュローダー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド、日興ワールド・トラスト - デンマーク、カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - C L O イシューアンス戦略ファンドおよび日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンドから、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - K K R グローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、Q M S から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、（ ）サブ・ファンドの当初発行価格に（ ）関連評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。

「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（a）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン／ロスを含む。）より、（b）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。

12.2 その他の外部費用

	2024年3月31日	2023年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の費用	418,435	313,170
	<u>418,435</u>	<u>313,170</u>

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注13．その他の営業費用およびその他の営業収益

13.1 その他の営業費用

	2024年3月31日	2023年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	294,751	219,023
	<u>294,751</u>	<u>219,023</u>

13.2 その他の営業収益

	2024年 3 月31日	2023年 3 月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	3,591	5,930
償却済み投資信託からの現金	18	2,322
その他	1,922	2
	<u>5,531</u>	<u>8,254</u>

注14．従業員および取締役

14.1 取締役

取締役報酬は、その他の営業費用の一部である。

2023年 2 月 9 日付で、三田村氏は当社の取締役を辞任し、後任に服部氏が就任した。

2023年 7 月26日付で、松井氏は 5 人目の取締役となった。

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2024年 3 月31日	2023年 3 月31日
取締役	<u>5</u>	<u>4</u>

14.2 従業員

2024^(訳注)年 3 月31日および2023^(訳注)年 3 月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2024年 3 月31日	2023年 3 月31日
上級管理職	3	2
中間管理職	2	2
従業員	<u>4</u>	<u>3</u>
	<u>9</u>	<u>7</u>

訳注：英文では「2023」および「2022」と記載されているが、正しくは「2024」および「2023」である旨の確認が取れているため、本文書においては、正しい英文に対する訳文を記載している。

注15．後発事象

2024年会計年度に新たに 3 つのサブ・ファンドが、いずれも会計年度下半期に設定される予定である。

服部博則氏は、2024年 5 月31日付で辞任した。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2024

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2024 EUR	March 31, 2023 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Tangible assets			
a) Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	8 231	2 136
Current assets			
- Debtors			
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	4	1 190 974	1 047 017
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		6 618	5 000
- Cash at bank and in hand	5	12 334 182	9 993 152
Prepayments		<u>70 915</u>	<u>74 511</u>
Total assets		<u>13 610 920</u>	<u>11 121 816</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	6	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
• legal reserve	7	673 906	574 420
• other reserves, including the fair value reserve			
a) other available reserves		2 920 510	999 124
b) other non available reserves	8	<u>1 443 562</u>	<u>1 474 712</u>
		5 037 978	3 048 256
- Profit or loss for the financial year		<u>2 118 205</u>	<u>1 989 722</u>
		12 602 403	10 484 198
Provisions			
- Provisions for taxation	9	661 448	350 336
- Other provisions	10	<u>301 420</u>	<u>146 616</u>
		962 868	496 952
Creditors			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year	11	-	103 735
- Other creditors			
- Social security authorities	11	<u>45 649</u>	<u>36 931</u>
		45 649	140 666
Total Capital, Reserves and Liabilities		<u>13 610 920</u>	<u>11 121 816</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2024

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2024 EUR	March 31, 2023 EUR
Net turnover	12.1	4 688 515	4 317 292
Other operating income	13.2	5 531	8 254
Raw materials and consumables and other external expenses			
b) Other external expenses	12.2	(418 435)	(313 170)
Staff costs		(1 521 982)	(1 214 244)
- Wages and salaries		(1 241 024)	(993 030)
- Social security costs		(128 951)	(107 286)
- Relating to pension		(45 177)	(38 988)
- Other social security costs		(83 774)	(68 298)
- Other staff costs		(152 007)	(113 928)
Other operating expenses	13.1	(294 751)	(219 023)
Other interest receivable and similar income		366 465	84 482
Interest payable and similar expenses		-	-
Tax on profit or loss		(707 138)	(673 869)
Profit or loss after taxation		<u>2 118 205</u>	<u>1 989 722</u>
Other taxes		-	-
Profit for the financial year		<u>2 118 205</u>	<u>1 989 722</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “**2010 Law**”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “**Funds**”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “**2013 Law**”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “**Annex**”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “**AIFMD**”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2024, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (For Qualified Institutional Investors) (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the beginning of the financial year	Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year		
Fixed assets	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
-computer equipment	5 096	5 096	(2 960)	(4 234)	2 136	862
Furniture, fixture and fittings	7 264	15 697	(7 264)	(8 328)	0	7 369

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:
Computer and equipment 25%
Furniture & fixtures 20%
Office arrangements 50%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****Note 4 – Trade Debtors**

Trade Debtors as at March 31, 2024 and March 31, 2023 represent management fees receivable.

Note 5 – Cash at bank and in hand

Cash at bank included EUR 12,280,070 (2023: EUR 9,969,028) of funds deposited within SMBC Group and EUR 54.112 deposited within BIL, with no restricted cash.

Note 6 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year ending 31 March 2024 nor during the year ending 31 March 2023.

The current sole shareholder of the Company, is SMBC Nikko Securities Inc.

Note 7 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 99 486 was made in respect of the profit from the year ending 31 March 2023 (EUR 83 706 in respect of the profit from the year ending 31 March 2022).

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)

Note 8 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2023	5 446 220	574 420	999 124	1 474 712	2 473 836	1 989 722
Allocation of the result	-	99 486	1 921 386	(31 150)	1 890 236	(1 989 722)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>2 118 205</u>
Balance at March 31, 2024	<u>5 446 220</u>	<u>673 906</u>	<u>2 920 510</u>	<u>1 443 562</u>	<u>4 364 072</u>	<u>2 118 205</u>

	Capital	Legal reserve	Reserve	Special tax reserve	Other reserves	Result for the year
	EUR	EUR	(1) EUR	(2) EUR	(1) + (2) EUR	EUR
Balance at March 31, 2022	5 446 220	490 714	940 615	1 242 812	2 183 427	1 674 115
Allocation of the result	-	83 706	1 358 509	231 900	1 590 409	(1 674 115)
Dividend distributed	-	-	(1 300 000)	-	(1 300 000)	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	1 989 722
Balance at March 31, 2023	5 446 220	574 420	999 124	1 474 712	2 473 836	1 989 722

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****Note 8 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Wealth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non available reserves (item “special tax reserve”) an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 9 – Provision for taxation

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and net wealth tax.

Tax liabilities are recorded under “Provisions for taxation” in the balance sheet.

Note 10 – Other provisions

	March 31, 2024	March 31, 2023
	EUR	EUR
Provision for general expenses	301 420	146 616
	<u>301 420</u>	<u>146 616</u>

The provision for audit fees is recorded under “Other provision” this year whilst this provision was recorded under “Trade creditor becoming due and payable within one year” as of March 31st 2023.

Note 11 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2024 and March 31, 2023 are analysed as follows:

	March 31, 2024	March 31, 2023
	EUR	EUR
Provision for preferential creditors (social security)	45 649	36 931
	<u>45 649</u>	<u>36 931</u>

Note 12 - Net turnover and other external expenses**12.1 - Net turnover**

	March 31, 2024	March 31, 2023
	EUR	EUR
Management fees	4 688 515	4 317 292
	<u>4 688 515</u>	<u>4 317 292</u>

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)**

The Management fee rates applicable as at March 31, 2024 are as follows:

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds – Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund, Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund, Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund, Nikko World Trust – CLO Issuance Strategy Fund and Nikko World Trust – Brookfield Real Estate Income Trust Fund an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from QMS II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 202003 a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows:

- “GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds’ related parties and
- “GILOE” (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund’s related parties.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)**

In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily.

12.2 - Other external expenses

	March 31, 2024	March 31, 2023
	EUR	EUR
Other expenses	418 435	313 170
	<u>418 435</u>	<u>313 170</u>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 13 - Other operating expenses and other operating income**13.1 - Other operating expenses**

	March 31, 2024	March 31, 2023
	EUR	EUR
Other administrative expenses	294 751	219 023
	<u>294 751</u>	<u>219 023</u>

13.2 - Other operating income

	March 31, 2024	March 31, 2023
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	3 591	5 930
Cash from liquidated Investment funds	18	2 322
Other	<u>1 922</u>	<u>2</u>
	<u>5 531</u>	<u>8 254</u>

Note 14 - Staff and directors**14.1 - Directors**

Director's fees are part of the other operating expenses.

On February 9, 2023 Mr. Mitamura resigned as director of the Company and is replaced by Mr. Hattori.

On July 26, 2023 Mr. Matsui became the fifth Director.

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2024	March 31, 2023
Directors	5	4

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2024 (continued)****14.2 - Personnel**

The number of personnel employed as at March 31, 2023 and March 31, 2022 was as follows:

	March 31, 2024	March 31, 2023
Senior Management	3	2
Middle Management	2	2
Employees	<u>4</u>	<u>3</u>
	<u>9</u>	<u>7</u>

Note 15 – Subsequent events

Three new sub-funds are planned to be launched in FY 2024. All of them will be launched in the second half of the financial year.

Mr Hironori Hattori resigned on 31st May 2024.

（２）その他の訂正

（注）下線および傍線の部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

（４）発行（売出）価格

<訂正前>

管理事務代行会社により計算日に算出される発行日における受益証券１口当たり純資産価格

（注１）「発行日」とは、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「評価日」とは、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「営業日」とは、ニューヨーク、ロンドンおよびルクセンブルグにおいて銀行が営業している日、ニューヨーク、ロンドンおよびルクセンブルグの証券取引所が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日（土曜日、日曜日または12月24日を除く。）、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「計算日」とは、関係する評価日直後の営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

（後略）

<訂正後>

管理事務代行会社により計算日に算出される発行日における受益証券１口当たり純資産価格

（注１）「発行日」とは、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「評価日」とは、毎営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「営業日」とは、ニューヨーク、ロンドン、ダブリンおよびルクセンブルグにおいて銀行が営業している日、ニューヨーク、ロンドン、ダブリンおよびルクセンブルグの証券取引所が営業している日で、かつ日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日（土曜日、日曜日または12月24日を除く。）、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

「計算日」とは、関係する評価日直後の営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

（後略）

（７）申込期間

<訂正前>

2024年６月１日（土曜日）から2025年５月30日（金曜日）まで

（注１）日本における申込受付時間は、原則として、日本における販売会社および販売取扱会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後３時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社および販売取扱会社により異なる申込受付時間が設けられることがある。

（後略）

<訂正後>

2024年６月１日（土曜日）から2025年５月30日（金曜日）まで

（注１）日本における申込受付時間は、原則として、日本における販売会社および販売取扱会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後３時（日本時間）までとする。（2024年11月５日以降は、「午後３時30分（日本時間）」までに、販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したもの」となる予定である。なお、販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は販売会社または販売取扱会社に確認されたい。）上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社および販売取扱会社により異なる申込受付時間が設けられることがある。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

ファンドの目的、信託金の限度額

（中略）

サブ・ファンドは、長期的な元本の成長を達成することを目指す。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（S I C A V）であるブラックロック・ストラテジック・ファンズ（以下「投資先投資法人」ということがある。）のサブ・ファンドであるブラックロック・システムティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド（旧名称：ブラックロック・システムティック・グローバル・エクイティ・ファンド）（以下「投資先ファンド」ということがある。）のクラス 2（米ドル建て/非分配型）投資証券に投資することにより、その目的を達成することを目指す。投資先ファンドの投資方針は、主として先進国または新興国市場に上場または所在地を有する企業の株式等のエクイティ証券に投資することである。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

（後略）

<訂正後>

ファンドの目的、信託金の限度額

（中略）

サブ・ファンドは、長期的な元本の成長を達成することを目指す。

2024年9月3日から同年9月18日を移行期間として、サブ・ファンドの投資先ファンドは「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ - ブラックロック・システムティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド」から「ブラックロック・ファンズ ICAV - ブラックロック・サステナブル・アドバンテージ・ワールド・エクイティ・ファンド」に変更される予定である。移行期間後のサブ・ファンドの投資方針は、以下のとおりである。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の場合においては、その資産の最低85%相当）を、U C I T S（譲渡性のある証券を投資対象とする欧州における投資信託）としてアイルランドにおいてアイルランド中央銀行により承認されたアイルランド集団資産運用ピークル（ICAV）であるブラックロック・ファンズ I ICAV（以下「投資先投資法人」という。）のサブ・ファンドであるブラックロック・サステナブル・アドバンテージ・ワールド・エクイティ・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）のクラスD累積投資型米ドル建て投資証券に投資することにより、その目的を達成することを目指す。投資先ファンドの投資方針は、主としてグローバルな先進国市場に所在もしくは上場しているか、またはそのような地域においてその主要な事業を行っている企業のエクイティ証券（例えば株式）に投資することである。

サブ・ファンドについて、信託金の限度額は定められていない。

（後略）

2 投資方針

（１）投資方針

< 訂正前 >

サブ・ファンドは、長期的な元本の成長を達成することを目指す。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の状況においては、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグにおいて登録されている変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）であるブラックロック・ストラテジック・ファンズ（以下「投資先投資法人」という。）のサブ・ファンドであるブラックロック・システマティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）のクラス 2（米ドル建て / 非分配型）投資証券に投資することにより、その目的を達成することを目指す。投資先ファンドの投資方針は、主として先進国または新興国市場に上場または所在地を有する企業の株式等のエクイティ証券に投資することである。

（中略）

投資先ファンドの概要

ブラックロック・ストラテジック・ファンズ — ブラックロック・システマティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド	
ファンド形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人
投資目的	投資先ファンドは、長期的な元本の成長を達成することを目指します。
運用方針	投資先ファンドは、その総資産の少なくとも80%を持続可能な投資の原則に沿う形で先進国および新興国市場の株式等のエクイティ証券にグローバルに投資することにより、その投資目的の達成を目指します。また、投資先ファンドは、その他の譲渡性のある証券、デリバティブ、集団投資スキームの受益証券、現金および現金等価物に投資を行う場合があります。 投資先ファンドは、投資目的および投資方針を達成するために、様々な投資戦略および投資商品に投資します。とりわけ、投資先ファンドは、株式の銘柄選定に関してシステマティックな（すなわち、ルールに基づいた）アプローチを採用するため、定量的（数学的または統計的）モデルを用います。このことは、リスクおよび取引コストの予想を考慮に入れた上で、ポートフォリオのリターンへの期待される寄与度を基礎として株式が選定されることを意味します。
基準通貨	米ドル
営業日	ルクセンブルグの銀行営業日（12月24日を除きます。）または投資先ファンドの取締役が決定するその他の日
取引日	投資先ファンドが取引を行う日として投資先ファンドの取締役が決定した営業日（取引中断期間中を除きます。）
管理会社	ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エイ
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー
設立日	2015年9月18日
決算日	5月31日

投資先ファンドのさらなる概要については、別紙 B を参照されたい。投資先ファンドに関する追加的な情報は投資先ファンドの英文目論見書（以下「投資先ファンド英文目論見書」という。）において開示されている。投資先ファンド英文目論見書は、管理会社の所在地において請求することにより入手可能である。

（後略）

< 訂正後 >

サブ・ファンドは、長期的な元本の成長を達成することを目指す。

2024年9月3日から同年9月18日を移行期間として、サブ・ファンドの投資先ファンドは「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ - ブラックロック・システムティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド」から「ブラックロック・ファンズ ICAV - ブラックロック・サステナブル・アドバンテージ・ワールド・エクイティ・ファンド」に変更される予定である。移行期間後のサブ・ファンドの投資方針は、以下のとおりである。

サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の状態においては、その資産の最低85%相当）を、UCITS（譲渡性のある証券を投資対象とする欧州における投資信託）としてアイルランドにおいてアイルランド中央銀行により承認されたアイルランド集団資産運用ビークル（ICAV）であるブラックロック・ファンズ I ICAV（以下「投資先投資法人」という。）のサブ・ファンドであるブラックロック・サステナブル・アドバンテージ・ワールド・エクイティ・ファンド（以下「投資先ファンド」という。）のクラスD累積投資型米ドル建て投資証券に投資することにより、その目的を達成することを目指す。投資先ファンドの投資方針は、主としてグローバルな先進国市場に所在もしくは上場しているか、またはそのような地域においてその主要な事業を行っている企業のエクイティ証券（例えば株式）に投資することである。

2024年8月30日まで、サブ・ファンドは、その資産のほぼすべて（通常の状態においては、その資産の最低85%相当）を、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）である公開有限責任会社のブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドであるブラックロック・システムティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド（旧ブラックロック・システムティック・グローバル・エクイティ・ファンド）（以下「ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンド」ということがある。）のクラス 2（米ドル建て）投資証券に投資することにより、その目的を達成することを目指していた。2024年9月3日から2024年9月18日までの期間中、サブ・ファンドは、保有するブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのクラス I 2（米ドル建て）クラス投資証券を段階的に買戻し（これによりその投資は減少し）、並行して投資先ファンドのクラスD累積投資型米ドル建て投資証券への投資を段階的に増加させる。かかるプロセスにおいて、サブ・ファンドは、全体として、サブ・ファンドのほぼすべての資産（通常の状態においては、その資産の最低85%相当）をブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドまたは投資先ファンドに投資している状態を維持しつつ（なお、限定的な日数において85%を下回ることが想定される。）、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのクラス 2（米ドル建て）投資証券または投資先ファンドのクラスD累積投資型米ドル建て投資証券のいずれかに投資されることになる。かかるプロセスが完了した場合、サブ・ファンドのほぼすべての資産（通常の状態においては、その資産の最低85%相当）が、2024年9月18日以降は、投資先ファンドのクラスD累積投資型米ドル建て投資証券に投資される。

（中略）

投資先ファンドの概要

2024年9月3日から同年9月18日の移行期間後におけるサブ・ファンドの投資先ファンドの概要は、以下のとおりです。

ブラックロック・ファンズ I ICAV — ブラックロック・サステナブル・アドバンテージ・ワールド・エクイティ・ファンド	
ファンド形態	アイルランド集団資産運用ビークル(ICAV)
投資目的	投資先ファンドは、長期的な元本の成長を達成することを目指します。
運用方針	投資先ファンドは、投資資産の少なくとも70%を、グローバルな先進国市場に所在もしくは上場しているか、またはそのような地域においてその主要な事業を行っている企業のエクイティ証券(例えば株式)に割り当てることにより、その投資目的の達成を目指します。投資先ファンドは、エクイティ証券、その他エクイティ関連証券、および適切とみなされた場合、確定利付証券(債券等)、短期金融商品(MMI)(すなわち、短期債務証券)、預金ならびに現金に投資します。確定利付証券およびMMIは、政府、政府機関、企業および国際機関(例えば、国際復興開発銀行)により発行され、購入時点で投資適格であるものとします(すなわち、特定の信用力を満たしています。)。投資先ファンドは、投資目的および投資方針を達成するために、様々な投資戦略および投資商品に投資します。とりわけ、投資先ファンドは、株式の銘柄選定に関してシステムティックな(すなわち、ルールに基づいた)アプローチを採用するため、定量的(数学的または統計的)モデルを用います。
基準通貨	米ドル
営業日	アイルランド、英国および米国の関連する市場により、通常、営業日とみなされる日、ならびに投資先ファンドの管理会社が決定するその他の日
取引日	各営業日(別途投資先ファンドの管理会社が決定し、投資主に事前に通知する場合を除きます。)
管理会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
設立日	2018年6月4日
決算日	4月30日

なお、2024年8月30日現在の投資先ファンドである[ブラックロック・ストラテジック・ファンズ — ブラックロック・システムティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド](以下「ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンド」といいます。)の運用方針の概要は以下のとおりです。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、その総資産の少なくとも80%を持続可能な投資の原則に沿う形で先進国および新興国市場の株式等のエクイティ証券にグローバルに投資することにより、その投資目的の達成を目指します。また、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、その他の譲渡性のある証券、デリバティブ、集団投資スキームの受益証券、現金および現金等価物に投資を行う場合があります。

投資先ファンドおよびブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのさらなる概要については、別紙Bおよび別紙Cを参照されたい。投資先ファンドに関する追加的な情報は投資先ファンドの英文目論見書（以下「投資先ファンド英文目論見書」という。）において開示されている。投資先ファンド英文目論見書は、管理会社の所在地において請求することにより入手可能である。

（後略）

（３）運用体制

<訂正前>

（前略）

投資先ファンドの運用体制

投資先投資法人の管理会社は、ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エイである。また、投資先ファンドの運用については、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー（以下「投資先ファンドの投資顧問会社」という。）の科学的アクティブ株式運用部門が担当している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資先ファンドの運用体制

2024年9月3日から同年9月18日の移行期間後におけるサブ・ファンドの投資先ファンドの運用体制は、以下のとおりである。

投資先投資法人の管理会社は、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドである。また、投資先ファンドの運用については、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「投資先ファンドの投資顧問会社」という。）の科学的アクティブ株式運用部門が担当している。

（後略）

（５）投資制限

<訂正前>

（前略）

信用リスクの管理

投資先ファンドは、UCITS（欧州における譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）に関する指令および規則に服するルクセンブルグの変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（SICAV）であり、とりわけ、信用リスクの分散規制に服する。サブ・ファンドは実質的にすべての資産を投資先ファンドに投資するものであること、また、日本証券業協会は、株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび／またはデリバティブ等エクスポージャーに関する単一の発行体および／またはカウンターパーティーに対するエクスポージャーについて、UCITSに関する指令および規則が、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合していると考えていることから、管理会社としては、外国証券の取引に関する規則におけるサブ・ファンドの信用リスクのエクスポージャーは監視されており、よって、サブ・ファンドは日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合しているものと考えている。

（後略）

<訂正後>

（前略）

信用リスクの管理

投資先ファンドは、UCITS規則上、UCITSとして、アイルランド中央銀行により承認されたアイルランド集団資産運用ビークルとして組成され、とりわけ、信用リスクの分散規制に服する。サブ・ファンドは実質的にすべての資産を投資先ファンドに投資するものであること、また、日本証券業協会は、株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよび／またはデリバティブ等エクスポージャーに関する単一の発行体および／またはカウンターパーティーに対するエクスポージャーについて、UCITSに関する指令および規則が、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合していると考えていることから、管理会社としては、外国証券の取引に関する規則におけるサブ・ファンドの信用リスクのエクスポージャーは監視されており、よって、サブ・ファンドは日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に適合しているものと考えている。

（後略）

3 投資リスク

（１）リスク要因

<訂正前>

（前略）

運用実績 サブ・ファンドは、限られた運用実績しか有さず、投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

運用実績 投資運用会社またはサブ・ファンドの過去のパフォーマンスは、投資運用会社またはサブ・ファンドの将来の運用実績を示唆するものと理解してはならない。

（後略）

（２）リスクに対する管理体制

<訂正前>

（前略）

投資先ファンドのリスク管理体制

科学的アクティブ株式運用部門はリスク管理項目として、主にアクティブ・リスク（推定トラッキング・エラー）、リスク・ファクターに対するエクスポージャー、個別銘柄、国、セクターの対ベンチマーク構成比に対するアクティブ・ウェイトを設定し、意図せざるリスクをとらないよう管理している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資先ファンドのリスク管理体制

2024年9月3日から同年9月18日の移行期間後におけるサブ・ファンドの投資先ファンドのリスク管理体制は、以下のとおりである。

科学的アクティブ株式運用部門はリスク管理項目として、主にアクティブ・リスク（推定トラッキング・エラー）、リスク・ファクターに対するエクスポージャー、個別銘柄、国、セクターの対ベンチマーク構成比に対するアクティブ・ウェイトを設定し、意図せざるリスクをとらないよう管理している。

（後略）

4 手数料等及び税金

（５）その他の手数料等

サブ・ファンドの費用

<訂正前>

（前略）

投資先ファンドの報酬および費用		
	管理報酬	投資先ファンドの純資産価額の0.40％(年率)
投資先ファンドの 管理会社報酬等	その他、投資先ファンドは、管理事務代行報酬、保管受託報酬等を負担します。なお、2022年6月1日から2023年5月31日までの期間において、投資先ファンドのクラスⅠ投資証券に適用された管理事務代行報酬および保管受託報酬等の料率の合計は0.115％(年率)でした。管理事務代行報酬および保管受託報酬の上限料率等の詳細は請求目録見書をご参照ください。 (注) 上記の料率は、あくまでクラスⅠ投資証券の過去の実績であり、将来においてクラスⅡ(米ドル建て／非分配型)投資証券に適用される料率を保証または示唆するものではありません。(なお、クラスⅠ投資証券とクラスⅡ(米ドル建て／非分配型)投資証券に適用される管理報酬、管理事務代行報酬および保管受託報酬の料率は、同じになることが予定されております。)	
その他の費用	①投資先投資法人は、有価証券貸付手数料を負担することがあります。 ②投資先投資法人は、投資または投資先投資法人の段階で課される税金を負担します。 ③投資先投資法人が過度の取引の疑いがあると合理的に判断する場合、投資主は買戻代金の2％を上限とするチャージを課されることがあります。	

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

<訂正後>

（前略）

投資先ファンドの報酬および費用 2024年9月3日から同年9月18日の移行期間後におけるサブ・ファンドの投資先ファンドの報酬および費用は、以下のとおりです。	
継続手数料	投資先ファンドの純資産価額の0.40%(年率)
その他の費用	①投資先投資法人は、有価証券貸付手数料を負担することがあります。 ②投資先投資法人は、投資または投資先投資法人の段階で課される税金を負担します。 ③投資先ファンドの管理会社が過度の取引の疑いがあると合理的に判断する場合、投資主は買戻手取金の2%のチャージを課されることがあります。
手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。	

（６）課税上の取扱い

日本

<訂正前>

2024年 3 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

2024年 6 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

（２）日本における販売

<訂正前>

（前略）

日本の投資者は日本における営業日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した買付申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した買付申込通知を当該発行日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる買付申込通知を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、原則として、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。発行価格は通常、関連する評価日の翌営業日（計算日）に算出される。通常、日本における販売会社は計算日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

（後略）

<訂正後>

（前略）

日本の投資者は日本における営業日の午後３時（日本時間）までに取得の申込みをすることができる。（2024年11月5日以降は、「午後３時30分（日本時間）までに、販売会社または販売取扱会社

所定の事務手続きが完了したもの」となる予定である。なお、販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は販売会社または販売取扱会社に確認されたい。）

受益証券は、各発行日に、管理事務代行会社が受領した買付申込通知に関して発行される。受益証券の申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した買付申込通知を当該発行日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる買付申込通知を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、当該発行日の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに日本の投資者によりなされた取得申込注文を管理会社に取り次ぐものとする。発行日とは、原則として、毎評価日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。発行価格は通常、関連する評価日の翌営業日（計算日）に算出される。通常、日本における販売会社は計算日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日という。

（後略）

2 買戻し手続等

（2）日本における買戻し

<訂正前>

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（買戻価格）で買い戻すことができる。買戻価格は、計算日に、管理事務代行会社が計算する。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社または販売取扱会社に通知することにより、1口以上0.001口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。ただし、保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とする。

受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる買戻請求通知を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、買戻日（原則として、毎営業日）の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

（後略）

<訂正後>

受益証券は、以下に定める手続に従って、各買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（買戻価格）で買い戻すことができる。買戻価格は、計算日に、管理事務代行会社が計算する。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、日本における営業日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社または販売取扱会社に通知することにより、1口以上0.001口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。ただし、保有するすべての受益証券の買戻請求を行う場合には、0.001口以上0.001口単位とする。（2024年11月5日以降は、「午後3時30分（日本時間）までに、販売会社所定または販売取扱会社の事務手続きが完了したもの」となる予定である。なお、販売会社または販売取扱会社によっては異なる場合があるので、詳細は販売会社または販売取扱会社に確認されたい。）

受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を当該買戻日までに販売取扱会社または日本における販売会社に提出しなければならない。販売取扱会社は、かかる買戻請求通知を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、買戻日（原則として、毎営業日）の午前12時（正午）（ルクセンブルグ時間）、または管理事務代行会社が日本における販売会社および販売取扱会社と協議の上決定するその他の時間までに買戻通知を管理事務代行会社に取り次ぎなければならない。

（後略）

別紙 A

定義

<訂正前>

（前略）

営業日

ニューヨーク、ロンドンおよびルクセンブルグで銀行が営業している日、ニューヨーク、ロンドンおよびルクセンブルグで証券取引所が営業を行っている日で、かつ日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日（土曜日、日曜日または12月24日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

（後略）

<訂正後>

（前略）

営業日

ニューヨーク、ロンドン、ダブリンおよびルクセンブルグで銀行が営業している日、ニューヨーク、ロンドン、ダブリンおよびルクセンブルグで証券取引所が営業を行っている日で、かつ日本において金融商品取引業者および銀行が営業している日（土曜日、日曜日または12月24日を除く。）、またはサブ・ファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいう。

（後略）

「別紙B」は以下のとおり更新され、「別紙C」が追加されます。

別紙B

2024年9月3日から同年9月18日の移行期間後におけるサブ・ファンドの投資先ファンドの概要は、以下のとおりである。

投資先ファンドの概要

ブラックロック・ファンズ ICAV（投資先投資法人）のサブ・ファンドである
ブラックロック・サステナブル・アドバンテージ・ワールド・エクイティ・ファンド（投資先ファンド）
クラスD 累積投資型米ドル建て投資証券

本別紙Bは、投資先ファンドの目論見書に記載される投資先ファンドの詳細情報の概要である。本別紙B中に含まれる情報は、一般的利用のためのみに提供されたものであること、および、サブ・ファンドの受託会社もしくは管理会社またはそれらの関連会社のいずれも、本別紙Bの内容の正確性または完全性について明示的または黙示的な保証を与えていないことに留意されたい。

本書において他に定義されていない用語は、投資先ファンド英文目論見書において当該用語に付与されている意味を有するものとする。

投資先ファンドは、ブラックロック・ファンズ I ICAVのサブ・ファンドであるブラックロック・サステナブル・アドバンテージ・ワールド・エクイティ・ファンドである。投資対象となる投資証券クラスは、クラスD 累積投資型米ドル建てである。投資先ファンドは、2018年6月4日に設立された。

ブラックロック・ファンズ I ICAVは、2015年アイルランド集団資産運用ピークル法およびUCITS規則に基づき、アイルランド中央銀行により承認されたアイルランド集団資産運用ピークルである。ブラックロック・ファンズ I ICAVは、は2018年3月8日に登録された。

投資先ファンドの関連会社

管理会社

ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
(BlackRock Asset Management Ireland Limited)
アイルランド、ダブリン4、ボールズブリッジ、ボールズブリッジ・パーク2、1階

保管受託銀行

J. P. モルガン・エスイー、ダブリン支店
(J.P. Morgan SE - Dublin Branch)
アイルランド、ダブリン2、D02 RK57、79 サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー
200 キャピタル・ドック

—

投資顧問会社兼販売会社

ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド

（BlackRock Investment Management（UK）Limited）

英国、ロンドン市EC2N 2DL、スログモートン・アベニュー12

管理事務代行、登録・名義書換事務代行会社

J．P．モルガン・アドミニストレーション・サービス（アイルランド）リミテッド

（J.P. Morgan Administration Services（Ireland）Limited）

アイルランド、ダブリン2、D02 RK57、79 サー・ジョン・ロジャーソンズ・キー

200 キャピタル・ドック

監査人

アーンスト・アンド・ヤング

（Ernst & Young）

アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ストリート、ハーコート・センター

投資目的および投資方針

投資先ファンドは、長期的な元本の成長を達成することを目指す。

投資先ファンドは、投資資産の少なくとも70%を、グローバルな先進国市場に所在もしくは上場しているか、またはそのような地域においてその主要な事業を行っている企業のエクイティ証券（例えば株式）に割り当てることにより、その投資目的の達成を目指す。投資先ファンドは、エクイティ証券、その他エクイティ関連証券、および適切とみなされた場合、確定利付証券（債券等）、短期金融商品（MMI）（すなわち、短期債務証券）、預金ならびに現金に投資する。確定利付証券およびMMIは、政府、政府機関、企業および国際機関（例えば、国際復興開発銀行）により発行され、購入時点で投資適格であるものとする（すなわち、特定の信用力を満たしている。）。

投資先ファンドは、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州議会および2019年11月27日付欧州理事会の規則（EU）2019 / 2088の第8条を遵守するファンドに該当する。

投資先ファンドの総資産は、以下に定める「ESG方針」に従って投資される予定である。

投資先ファンドは、投資目的および投資方針を達成するために、様々な投資戦略および投資商品に投資する。とりわけ、投資先ファンドは、株式の銘柄選定に関してシステムティックな（すなわち、ルールに基づいた）アプローチを採用するため、定量的（数学的または統計的）モデルを用いる。

ESG（環境、社会およびガバナンス）方針

投資先ファンドの投資顧問会社は、投資先ファンドの投資対象を選定する際に、排他的なESGスクリーニング、上述の定量的モデルにおけるESGデータの利用、および持続可能性およびESG特性を用いたポートフォリオの最適化を組み合わせ、サステナブルな投資の原則を考慮する。投資先ファンドは、可能、かつその投資目的および投資戦略に一致している場合、サステナブルな投資対象（すなわち、投資先ファンドの投資顧問会社が適用法および規制を考慮して、サステナブルな投資対象であるとみなす投資対象）に投資することを目指す。

投資先ファンドの投資顧問会社は、その定量的モデルを採用する投資可能なエクイティのユニバースを設定するために、インデックスにブラックロックEMEABースライン・スクリーンズを適用する。上記に詳述されるように、定量的モデルは、企業を評価するために用いる様々な特性にわたり、ESGデータを取り入れる。また、ポートフォリオ構成ツールは、(a)投資先ファンドの加重平均E

S G 格付けは、インデックスから最も評価の低い証券の少なくとも20%を除外した後のインデックスのE S G 格付けよりも高く、かつ(b)インデックスと比較して、ポートフォリオが全体で30-50%低い炭素排出原単位スコアを達成するよう、ポートフォリオを最適化する投資規制に従う。

かかるE S G 格付けおよび炭素排出原スコアは、M S C Iにより定義される。

投資先ファンドの投資顧問会社は、通常、インデックスよりも優れたE S G 成績を出すことを目指すポートフォリオを設定する。投資先ファンドが投資する証券（マネー・マーケット・ファンドを除く。）の発行体の90%超は、E S G 格付けされているか、E S G 目的で分析されている。

また、ブラックロックは、関連情報が入手可能かつ投資先の投資対象の種類に対して適切である場合には、S F D Rに記載される優良ガバナンス基準に基づき、投資先の投資対象企業を評価する。かかる基準は、良好な経営構造、従業員関係、スタッフ報酬および税務コンプライアンスに関連する。ブラックロックは、投資先ファンドに適用される特定のE S G 戦略に基づき、投資先発行体のサステナビリティ関連特性の調査における優良ガバナンスに関連する追加要因も考慮することがある。

投資先ファンドは、例えば、投資対象ファンドが1または複数のかかる発行体から成るインデックスに対するエクスポージャーをF D Iを通じて取得する場合等、上記発行体に対する間接的なエクスポージャーを有することがある。

かかる分析を実施するために、投資先ファンドの投資顧問会社は、1または複数の外部のE S G 調査提供会社および/または独自のモデルにより提供されたデータを用いることがある。

投資先ファンドの基準通貨は、米ドルである。

投資先ファンドのベンチマーク利用

投資先ファンドはアクティブ運用される。投資先ファンドの投資運用会社は、投資先ファンドの投資対象を選択する裁量を有し、かかる選択に際し、投資先ファンドのポートフォリオ構築時、またリスク管理上、投資先ファンドが取るアクティブ・リスク（すなわち、インデックスからの乖離の度合い）が、投資先ファンドの投資目的および投資方針に照らし適切であることを確実にするためのリスク・マネジメント目的において、M S C Iワールド・インデックス（以下「インデックス」という。）を参照する。投資先ファンドの投資顧問会社は、投資対象の選択にあたり、インデックスの構成銘柄または構成比からの制約を受けず、インデックスも投資先ファンドのE S G 方針を反映していない。また、投資先ファンドの投資顧問会社は、その裁量により、特定の投資機会を利用するため、インデックスに含まれない有価証券に投資する場合がある。投資先ファンドは、通常、長期（すなわち5年以上）の期間に対して適用される管理報酬を上回る相応のアクティブ・リターンを目指すため、インデックスに関連するアクティブ・リスクを保守的な水準とすることで、投資家にとって投資目的が達成されるよう設定されている。インデックスは、投資者において、投資先ファンドのパフォーマンスを比較するために利用されるべきである。

投資先ファンドの評価および取引

投資先ファンドの投資証券の取引は原則として日々行うことができる。投資証券の申込み、買戻しおよび転換の注文は、名義書換事務代行会社または現地の投資者サービス・チームにより、各取引日の正午11時（アイルランド時間）（以下「カット・オフ・ポイント」という。）までに受領されるものとし、適用される価格は同日の午後に計算される。カット・オフ・ポイントを過ぎて名義書換事務代行会社または現地の投資者サービス・チームにより受領された取引注文は、翌取引日に処理される。

クラスD投資証券

クラスD投資証券は、投資先ファンドの管理会社の裁量に基づき、かつ現地の規制に従い、すべての投資者が入手可能であるが、クラスD投資証券は、独立顧問業務または一任投資運用業務を提供する者、または(i)M i F I D I Iで定義される投資業務および投資活動を提供し、（ ）提供される当該業務および活動に関連してその顧客との間で個別の報酬契約を締結し、かつ（ ）かかる業務および活動に関しては、当該投資先ファンドから別途報酬、払戻しまたは支払いを受領しない他の販売会社向けとする予定である。

—

投資先ファンドの営業日

アイルランド、英国および米国の関連する市場により、通常、営業日とみなされる日、ならびに投資先ファンドの管理会社が決定するその他の日をいう。

投資先ファンドの取引日

投資先ファンドの投資証券に関して、取引日とは、各営業日（別途投資先ファンドの管理会社が決定し、投資先ファンドの投資主（以下「投資主」という。）に事前に通知する場合を除く。）をいう。

投資先ファンドに伴う主な投資リスク

本項は、投資先ファンドに当てはまる主要なリスクの概要である。その他のリスクも、随時、投資先ファンドに関連する場合がある。投資先ファンドに該当するリスクのより詳細な情報は、投資先ファンドの目論見書において開示される。

一般的なリスク

各投資先ファンドの運用成績は、組入資産のパフォーマンスに依拠する。投資先ファンドまたはあらゆる投資がそれぞれの投資目的を達成するという保証または表明はない。過去の実績は、将来の実績を示すものではない。投資先ファンドの投資証券の価値は下記リスク要因のいずれかにより下落する場合もあれば上昇する場合もあり、投資者は投資元本を回収できないおそれがある。投資先ファンドの投資証券から得られる収入は、金銭的な面で変動する可能性がある。とりわけ、為替相場の変動は、投資先ファンドの投資証券の価値を増減させる場合がある。税率、課税標準、租税負担の軽減は、変更になる可能性がある。投資先ファンドの組入資産が収益を産む保証はない。また、元本の払戻しも保証されていない。設立時には、投資対象ファンドは、通常、投資主が実績の評価の基準とできる過去の実績を有さない。

株式への投資リスク

株式の評価額は、日々変動するものであり、株式に投資する投資対象ファンドは重大な損失を被る可能性がある。株式の価格は、個々の企業レベルで多くの要因の影響を受ける可能性があり、投資センチメント、経済成長、インフレおよび金利の傾向、発行体の固有の要因、企業の収益報告、人口統計学的傾向および天変地異的な事象等、広範な経済的および政治的展開によっても影響を受けるおそれがある。

金融市場、取引相手方および業務提供者

投資先ファンドは、業務提供者または金融契約の取引相手方を務める金融セクターに属する企業のリスクにさらされることがある。市場の変動が極端に大きい場合に、かかる企業が悪影響を受けるおそれがあり、それに伴い投資先ファンドのリターンに悪影響が及ぶことがある。規制機関ならびに自主規制機関および取引所は、市場の緊急事態の場合には臨時の措置をとる権限を付与されている。ブラックロック・ファンズ I ICAVへの将来の規制措置の影響が、重大かつ不利益なものとなる可能性がある。

課税上の留意事項

投資先投資法人は、自己の投資ポートフォリオから発生する収益および／または利益に源泉税またはその他の税を課されることがある。これには、投資先ファンドに適用される法域におけるキャピタル・ゲイン税を含むことがある。通常、かかる源泉税およびその他の税金（法域におけるキャピタル・ゲイン税を含む。）は、関連する投資先ファンドの純資産価額において引当てを行う予定である。ただし、特に法域におけるキャピタル・ゲイン税が、重要でないといみなされ（投資先ファンドの投資顧問会社の見解による）、買戻しに関連したポートフォリオ取引に関連して生じる場合、当該取引が投資先ファンド英文目論見書における「純資産価額の決定および取引の一時的停止」の項に記載のスイング・プライシングの仕組みに従い取り扱われることがあり、当該買戻しに適用される純資産価額の減少を生じることで、当該買戻しにつき受領する純手取金が減額される可能性がある。疑義を避けるため付言するならば、買戻しに関連しないポートフォリオ取引（例えば、リバランス）の結果生じたキャピタル・ゲイン税は、関連する投資先ファンドが負担する。投資先投資法人が取得時に源泉税またはその他の税の対象ではない有価証券に投資する場合でも、適用ある法律、条約、規則もしくは規制の改正またはこれらの解釈の変更により、将来的に課税されないという保証はない。投資先投資法人は、かかる税の還付を受けられないことがあるため、かかる変更が、投資証券の純資産価額に悪影響を及ぼすおそれがある。

投資先投資法人（またはその代理人）は、投資先ファンドに代わり、源泉税の還付申請が可能な特定の国の発行体から受領した配当および金利収入（もしあれば）に対する源泉税の払戻請求を申請することがある。投資先ファンドが将来源泉税の払い戻しを受領するかどうか、またはその時期は、当該国の税務当局の管理下にある。投資先投資法人が払い戻しの可能性につき継続的な評価に基づく投資先ファンドの源泉税の払い戻しを予想している場合、通常、当該投資先ファンドの純資産価額には、かかる還付税額の引当金が含まれる。投資先投資法人は、当該投資先ファンドに関する払い戻しの可能性に対する潜在的な影響についての税務上の展開を継続して評価している。払戻金の受領の可能性が著しく低下した場合（例えば、税務規制またはアプローチの変更等により）、関連する投資先ファンドの当該払戻金に対する引当金は、一部または全額が償却されなければならない可能性があり、当該投資先ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす。引当金が償却された時点におけるかかる投資先ファンドの投資者は、自身がかかる引当期間中に投資者であったかどうかに関わらず、純資産価額の低下という結果の影響を受けることになる。逆に、投資先ファンドが従前引当てを行っていなかった税金還付を受けた場合は、請求が認められた時点における投資先ファンドの投資者は、投資先ファンドの純資産価額の増加という結果から利益を得る。当該時点より前に、保有する投資証券を売却した投資者は、かかる純資産価額の増加から利益を享受できない。

投資先ファンド英文目論見書における「課税」の項目に記載の税務情報は、取締役会の知る限りにおいて、投資先ファンドの英文目論見書の日付現在における税法および慣習に基づいている。税法、投資先投資法人の課税上の地位、投資主の課税および減税ならびにかかる課税上の地位および減税の効果は、随時変動することがある。投資先ファンドが登録、販売または投資されている法域の税法の変更により、投資先ファンドの課税上の地位が影響を受け、影響を受ける法域における投資先ファンドの投資対象の価値が影響を受け、投資先ファンドの投資目的を達成する能力が影響を受け、および／または投資主に対する税引き後リターンが変わることがある。投資先ファンドがデリバティブに投資する場合、前文の解釈が、当該デリバティブ契約および／もしくは当該デリバティブの取引相手方の準拠法の法域ならびに／または当該デリバティブの裏付けとなるエクスポージャーを含む市場にまで及ぶこともある。

投資主が活用可能な減税の利用可能性および価値は、投資主の個別の状況に依拠する。投資先ファンド英文目論見書における「課税」の項目の情報は、網羅的ではなく、法務または税務的な助言でもない。投資者は自身の特定の課税状況および投資先投資法人への投資に関する税効果に関して、自身の税務顧問に相談することが推奨される。

税制度が完全に整備されていないかまたは十分に確立されていない法域（例えば、中東の法域）に投資先ファンドが投資する場合、かかる投資先ファンド、投資先ファンドの管理会社、投資先ファンドの投資顧問会社および投資先ファンドの保管受託銀行は、投資先投資法人もしくはかかる投資先ファンドの税金もしくはその他の手数料に関して投資先投資法人が財政当局に対し誠実に行った、もしくは負担した支払について、当該支払を行うもしくは負担する必要がなかったか、または行うもしくは負担すべきでなかったことが後に判明した場合でも、投資主に説明する責任を負わない。一方で、租税債務に関する根本的な不確実性、最善もしくは一般的な市場慣行の遵守が（確立された最善の実務がない範囲で）最終的に難しくなること、または税金の現実かつ適時の支払に関する整備された仕組みがないことにより、かかる投資先ファンドが過年度分の税を支払う場合には、関連する金利もしくは申告遅延による追徴金が、同様に投資先ファンドに請求される。かかる支払を遅延した税金は、通常、投資先ファンドの勘定に債務を発生させる決定が行われる時点で投資先ファンドの借方勘定に計上される。

また、投資主は投資先ファンド英文目論見書における「FATCAおよびその他のクロス・ボーダー報告システム」の項に規定の情報（特に投資先投資法人がかかる報告システムの条項を遵守できないことの結果に関連するもの）を読むべきである。

為替変動リスク

投資先ファンドは、投資先ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産に投資することがある。基準通貨建ての資産の価値は、基準通貨と資産の表示通貨の間の為替レートの変動、および為替管理の変更により、上昇することも下落することもある。投資先ファンドは、為替リスクをコントロールするために、ヘッジ目的でデリバティブを含む手法および金融商品を利用することができる。ただし、投資先ファンドのポートフォリオまたはポートフォリオ内の特定の資産に関する為替リスクを完全に抑えることが可能でないまたは現実的でないことがある。更に、関連する投資先ファンドの投資方針に別途定める場合を除き、投資運用会社は、投資先ファンド内の為替リスクの軽減を図る義務を負っていない。通貨ヘッジが活用されていない場合、パフォーマンスは、保有している有価証券のポジションと通貨ポジションが一致していないため、為替レートの変動により大幅な影響を受ける可能性がある。

最近の市場事由

市場の混乱期は、米国内外の様々な政治的、社会的および経済的事由に伴い生じる可能性がある。かかる状況が、価格の変動を拡大し、流動性を低下させ、信用スプレッドを拡大し、価格透明性の欠如を生み、また多くの場合これが継続し、多くの証券が非流動的かつ価値が不確定な状態が続く。かかる市況は、投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性があり、これには、投資先ファンドの有価証券の一部の評価が不確定となる場合を含み、および／または投資先ファンドの保有証券に急激かつ大幅な評価の上昇または下落を生じる可能性がある。投資先ファンドのポートフォリオの価値が大幅に下落した場合、投資先ファンドが保有する未決済のレバレッジの資産カバー率に影響を与える可能性がある。

また、将来の負債またはその他の経済危機により生じるリスクが、世界的な景気回復、金融機関の財務状況、ならびに投資先ファンドの事業、財務状況および運用成績に悪影響を及ぼす可能性もある。市場および経済の混乱が、とりわけ消費者信頼感指数および消費者支出、自己破産率、消費者債務の負担率およびデフォルト率ならびに住宅価格に影響を及ぼしており、将来影響を与える可能性がある。米国および世界中の経済に関する不確実性が、消費者信頼感および消費者の信用度に悪影響を及ぼす場合、投資先ファンドの事業、財務状況および運用成績は、大幅に悪影響を受ける可能性がある。主要銀行の信用格付けの格下げは、当該銀行の借入れ費用を増加させ、広範な経済に不利益をもたらす可能性がある。さらに、連邦準備制度理事会の方針（特定の金利に関するものを含む。）が、

分配有りおよび利付証券の価値、変動性および流動性にも悪影響を及ぼす可能性がある。市場の変動、金利の上昇、および／または不利な経済状況が、投資先ファンドの投資目的達成を阻害する可能性がある。

デリバティブ

投資先ファンド英文目論見書に規定の投資上限および投資制限に従い、各投資先ファンドは、投資先ファンド英文目論見書に詳述されるように、効率的にポートフォリオを運用する目的および投資目的のために、市場リスクおよび通貨リスクをヘッジするデリバティブを利用することができる。

デリバティブの利用は、投資先ファンドに高い水準のリスクをもたらす。これらのリスクには、投資先ファンドが取引する取引相手方の信用リスク、決済不履行のリスク、変動リスク、OTC取引リスク、デリバティブの流動性の欠如、市場リスク、デリバティブの価値の変化と投資先ファンドが追従しようとしている原資産の価値の変化の間の不完全な追従、原資産への直接投資よりも高いコストが含まれることがある。

標準的な実務慣行に従い、投資先ファンドは、デリバティブを購入する場合、取引相手方に対する担保の提供を求められることがある。全額資金拠出されていないデリバティブの場合には、当初証拠金および／または変動証拠金となる資産を取引相手方に預託することを伴うことがある。投資先ファンドが取引相手方に対して当初証拠金となる資産を預託することを求めるデリバティブの場合には、当該資産が取引相手方自身の資産から分別管理されないことがあり、また、自由に取引可能で、かつ代替可能であることから、投資先ファンドが、取引相手方に預託した当初の証拠金となる資産ではなく、同等の資産の返還を受ける権利を有することがある。取引相手方が超過の証拠金または担保を要求する場合に、これらの預託金または資産が、取引相手方に対する該当する投資先ファンドの債務の価値を上回ることがある。加えて、デリバティブの取引条件において、最低引渡額が発動される場合に限り、ある取引相手方が他の取引相手方に対してデリバティブから生じる変動証拠金のエクスポージャーをカバーするための担保を提供するよう定めることがあるため、投資先ファンドは、かかる最低引渡額を上限として、デリバティブに基づき取引相手方に対し無担保のリスク・エクスポージャーを負担する可能性がある。

デリバティブ取引は変動性が高くなる可能性があり、市場エクスポージャーに関して取引にレバレッジをかけられるように、当初証拠金の額が、取引の規模に比べて一般的に低い。相対的に小さい市場の動きが、一般的な債券または株式に対するよりも大きな影響をデリバティブに及ぼすことがある。したがって、レバレッジをかけたデリバティブのポジションが、投資先ファンドのボラティリティを高めることがある。投資先ファンドはレバレッジを行うために金銭を借り入れないが、常に投資先ファンド英文目論見書に定める制限内において、エクスポージャーを調整するため、デリバティブを通じて、例えばシンセティック・ショート・ポジションを取ることがある。

一定の投資先ファンドが、通貨先渡を含む先物ポジション等のデリバティブ（シンセティック・ロング・ポジション）を利用して実行されるロング・ポジションを取ることがある。デリバティブへの投資に関連する追加的なリスクには、取引相手方による担保提供義務の違反が含まれ、事務上の問題（取引相手方の追加的な担保の提供または担保の代替に対するリスク・エクスポージャーの算出と、取引相手方の債務不履行の場合の担保の売却との間の時間的な隔たり等）を理由に、デリバティブ取引に基づく投資先ファンドの取引相手方に対する信用エクスポージャーが、完全に担保されない場合であっても、各投資先ファンドは、投資先ファンドの目論見書に記載された上限を遵守し続ける。デリバティブの利用は、投資先ファンドを法的リスク（法律の改正もしくは法令規則の予想外の適用の結果として、または契約が法的に執行可能でないという裁判所の宣言を理由に、損失が生じるリスク）にさらすこともある。

投資先ファンド英文目論見書に規定の各投資先ファンドの投資目的および投資方針におけるかかる規定に従い、投資先ファンドは、複雑な投資運用手法を実行するためにデリバティブを利用することができる。特に、網羅的ではないが以下が含まれることがある。

- ・ 金利リスクを調整するためのスワップ契約の利用
- ・ 投資目的上、1または複数の指標に対するエクスポージャーを得るためのスワップ契約の利用
- ・ 通貨リスクを売買する通貨デリバティブの利用（投資目的上のオプションの売買）
- ・ 市場エクスポージャーを得るためのトータル・リターン・スワップまたは先物契約の利用
- ・ マイナスな投資見通しを活用したシンセティック・ショート・ポジションの利用
- ・ 市場エクスポージャーを得るためのシンセティック・ロング・ポジションの利用

投資者は、下記「デリバティブおよびその他の複雑な商品手法」の項に記載される様々な種類のデリバティブ商品および戦略に関連するリスクに留意すべきである。

デリバティブ商品をこのような方法で利用する場合、投資先ファンドの全体的なリスク水準が上昇することがある。したがって、投資先ファンドの管理会社は、投資先ファンドの管理会社が正確にポジションのリスクおよびそれによる投資先ファンドの全体的なリスク水準への影響を測定し、監視し、管理することを可能にするためのリスク管理プロセスを用いる。投資先ファンドの管理会社は、各投資先ファンドの世界的なエクスポージャー（投資先ファンド英文目論見書に開示される）の算出にコミットメント・アプローチまたはVaRのいずれかを用いて、各投資先ファンドが投資先ファンドの目論見書に規定の投資制限を確実に遵守できるようにする。コミットメント・アプローチおよびVaRについての詳細は、投資先ファンド英文目論見書に含まれる。

個々の投資先ファンドが適用するデリバティブ戦略に関する詳細は、投資先ファンド英文目論見書の個々の投資先ファンドの投資目的、および請求することで現地の投資家サービス・チームより入手可能な最新のリスク管理プログラムを参照されたい。

証券貸付

投資先ファンドは、証券貸付を行うことができる。証券貸付を行う投資先ファンドは、証券貸付契約の取引相手方に対する信用リスクのエクスポージャーにさらされる。投資先ファンドの投資対象を、一定期間、取引相手方に貸し出すことができる。取引相手方が債務不履行に陥り、かつ担保の価値が貸付証券の価値を下回った場合、投資先ファンドの価値が減少することがある。投資先投資法人は、すべての証券貸付に完全な担保が付されることを確保する予定であるが、証券貸付が（例えば、支払の遅れから生じたタイミングの問題により）完全に担保されていない場合、投資先ファンドは、証券貸付契約の取引相手方にかかる信用リスクのエクスポージャーにさらされる。こうしたリスクにより生じる可能性のある潜在的な損失を相殺するため、借り手の債務不履行補償が、ブラックロック・インクにより提供され、借り手の債務不履行時に貸し付けられていた証券の価値が受領した担保でカバーできない場合に、影響を受ける投資先ファンドに補償するものである。

取引相手方リスク

投資先ファンドは、取引を行う当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクを負うこともある。信用リスクは、金融商品の取引相手方が関連する投資先ファンドと締結した義務または約束を履行しないリスクである。これには、投資先ファンドが締結するデリバティブ、レボまたはリバース・レボ契約または証券貸付契約の取引相手方が含まれる。担保されていないデリバティブの取引には、直接の取引相手方エクスポージャーが生じる。関連する投資先ファンドは、各取引相手方に対するエクスポージャーと同等以上の価値を有する担保を受領することにより、そのデリバティブの取引相手方に対する信用リスクの多くを軽減するが、デリバティブが完全には担保されていない場合、取引相手方の債務不履行により、投資先ファンドの価値が減少することがある。新規の各取引相手方については正式な調査が完了し、承認されたすべての取引相手方は継続的に監視および精査されてい

る。投資先ファンドは、取引相手方エクスポージャーの積極的な監視および担保運用プロセスを維持する。

保管受託銀行にかかる取引相手方リスク

投資先投資法人の資産は、投資先ファンド英文目論見書の「保管義務」の項に詳述される通り、安全な保管のため保管受託銀行に委託される。指令欧州に従い、投資先投資法人の資産の安全保管の際に、保管受託銀行は、(a)保管受託銀行の帳簿上に開設した金融商品勘定に登録可能なすべての金融商品、および保管受託銀行に実際に引き渡されるすべての金融商品を保護預かりし、(b)その他の資産については、当該資産の所有権を確認し、それに応じて記録を維持する。投資先投資法人の資産は、保管受託銀行の帳簿上で、投資先投資法人に帰属するものとして識別されなければならない。保管受託銀行が保有する証券は、適用ある法令に従い、保管受託銀行のその他の資産から分別管理されなければならない。これにより保管受託銀行が破産した場合に補償を受けられないリスクを低減するが、かかるリスクを排除するわけではない。したがって、投資者は、保管受託銀行が破産した場合に保管受託銀行が投資先投資法人のすべての資産を補償する義務を完全に履行できないリスクを負う。さらに、保管受託銀行が保有する投資先ファンドの現金が、保管受託銀行自身の現金／保管受託銀行のその他の顧客のために保管する現金から、分別管理されているとは限らないため、保管受託銀行が破綻した場合に、投資先ファンドがこの点において無担保債権者としての地位しか得られないことがある。

保管受託銀行は、投資先投資法人のすべての資産を自身で保管するとは限らないが、複数の副保管受託銀行のネットワークを利用することができ、これらが必ずしも保管受託銀行と同一企業グループに属しているとは限らない。投資者は、保管受託銀行の支配が及ばない外部要因の結果、これに反するすべての合理的な努力にもかかわらず、その帰結を回避できず損失が生じた場合に、保管受託銀行が一切責任を負わない状況では、副保管受託銀行の破産のリスクを負うことがある。投資先ファンドは、保管システムおよび／または決済システムが十分に整備されていない市場に投資することがある。かかる市場で取引され、かかる副保管受託銀行に預託されている投資先ファンドの資産は、保管受託銀行の支配が及ばない外部要因の結果、これに反するすべての合理的な努力にもかかわらず、その帰結を回避できず損失が生じた場合に、保管受託銀行が一切責任を負わない状況では、リスクにさらされることがある。

投資先ファンドの債務のリスク

投資先投資法人は、その投資先ファンド間で債務を分別しているアンブレラ型投資信託として構成されている。アイルランドの法律上、ある投資先ファンドの資産を別の投資先ファンドの債務の弁済に利用することはできない。ただし、投資先投資法人は、自らのために保有する資産を運用もしくは所有するか、または必ずしもかかる債務の分別を認めないその他の法域内での賠償請求に従う可能性がある、単一の法主体である。

市場レバレッジ

投資先ファンドは、追加投資対象の購入のための借入れを行わないが、デリバティブ・ポジションを通じて、市場レバレッジ（純資産価額を超過する、ロング・ポジションおよびシンセティック・ショートポジションの双方を合計した、グロスの市場エクスポージャー）を獲得することが予想される。投資運用会社は、市場間の相対価値の決定（「当市場は他の市場より良好である」）や、市場の絶対リターンについての方向性のある見方（「当市場は上昇または下落傾向である」）から、絶対リターンを得ることを追求する。市場レバレッジの程度は、ポジション間の相関関係の程度に左右される傾向がある。相関関係の水準が高ければ高いほど、市場レバレッジの可能性および見込まれる程度がより大きくなる。

レポ取引およびリバース・レポ契約

投資先ファンドは、レポ取引に基づき、証券を取引相手方に売却すると同時に、合意した日付および価格でその証券を取引相手方から買い戻すことに合意する。売却価格と買戻価格との差額が、取引のコストとなる。再売却価格は、一般的に、契約期間について合意された市場金利を反映する金額の分、購入価格を上回る。投資先ファンドは、リバース・レポ取引において、合意した将来の日付に合意した再販売価格で証券を買い戻そうとする取引相手方から、投資商品を購入する。したがって、投資先ファンドは、売主が債務不履行に陥る場合、投資先証券の手取り金と、該当する契約に関連して投資先ファンドが保有するその他の担保の合計額が、市場動向を理由に買戻価格を下回る範囲で、損失を被りかねないリスクを負う。投資先ファンドは、契約条件が失効するか、または取引相手方が証券を買い戻す権利を行使するまでの間、リバース・レポ取引の対象である証券を売却することができない。

担保の譲渡

投資先ファンドは、デリバティブを利用するために、投資先ファンドに対する取引相手方のエクスポージャーに対するカバーとして投資先ファンドの資産から担保または証拠金を支払うことを要求する取決めを、取引相手方と締結する。かかる担保または証拠金の所有権が取引相手方に譲渡される場合、当該所有権は、かかる取引相手方の資産となり、取引相手方が事業の一部として使用することがある。このように譲渡された担保は、保管受託銀行によって安全保管のために保有されないことになるが、担保の持分は、保管受託銀行により監視および調整される。投資先ファンドが取引相手方のために担保を提供する場合、当該取引相手方は、投資先ファンドの同意なしに、担保として提供された資産に再度担保を設定することができない。

E S G方針に伴うリスク

投資先ファンドは、投資先ファンドの目論見書に記載のとおり、E S G方針を有しており、投資先ファンドは、その投資方針に規定されるその他の投資基準に加えて、かかる方針に従い、投資先ファンドの投資対象の選定に際して、環境、社会およびガバナンス（「E S G」）特性を考慮する。更なる情報について、投資者は、投資先ファンドの目論見書に規定される関連する投資先ファンドそれぞれのE S G方針（該当する場合）を参照されたい。

投資先ファンドのE S G方針は、E S G基準の排他的基準の適用を含む予定であり、これにより、購入または証券の保有を維持することが有利な可能性がある場合に、特定の証券の購入の停止、または別途特定の証券のエクスポージャーの引下げ、もしくはアンダーウェイト、および/またはE S G特性により証券の売却を生じる可能性があり、かかる行為が別途不利益となる可能性がある。このように、当該基準の利用は、投資先ファンドの投資パフォーマンスに影響を与える可能性があり、投資先ファンドは、当該基準が適用されない類似のファンドと比較した場合、異なるパフォーマンスとなる可能性がある。投資先ファンドの投資顧問会社による証券のE S G特性の評価が変更された場合、投資先ファンドの投資顧問会社に対し、既に保有している証券の売却または保有していない証券の購入の指示につき、投資先ファンド、投資先投資法人、投資先ファンドの管理会社、投資先ファンドの投資顧問会社またはその関係会社のいずれも、かかる評価に関し責任を負わない。さらに、投資者は、関連する排除が、投資者自身の主観的な倫理観と直接的に一致しない可能性があることに留意すべきである。

E S G特性に基づく証券、発行体または指標の評価に際し、投資先ファンドの投資顧問会社は、第三者であるE S G調査提供会社からの情報およびデータに依存している可能性があり、このため、不完全、不正確または入手不可能なことがある。また、同様に不完全、不正確または入手不可能な情報に依拠する可能性のある自身の独自のモデルに依拠するよう努める可能性がある。その結果、投資先ファンドの投資顧問会社が、証券、発行体または指標を不正確に評価するリスクがある。また、投資

先ファンドの投資顧問会社、または投資先ファンドの投資顧問会社が依存する第三者のE S G調査提供会社は、関連するE S G特性を正確に解釈または適用できないリスクもある。関連する投資先ファンド、投資先投資法人、投資先ファンドの管理会社、投資先ファンドの投資顧問会社、またはその関係会社のいずれも、かかるE S G評価の公平性、正確性、確実性、合理性または完全性につき、明示的であれ黙示的であれ、表明または保証していない。

—

自然または人為的な災害および感染症のエピデミックによる影響

特定の地域は、自然災害または壊滅的な自然現象による影響を被る危険性を有している。インフラ、災害管理計画機関、災害対応および救援リソース、自然災害に対する組織的な公的支援金ならびに自然災害の早期警報技術の開発が、特定の国においては未成熟および不均衡でありうることを考慮すると、個々の投資先企業または地域経済市場全体に対する自然災害による損害は甚大なものとなるおそれがある。必要不可欠である通信、電力およびその他の動力源が復旧し、投資先企業の業務が再開可能となるまでに長期間を要する可能性がある。かかる災害が発生した場合には、投資先ファンドの投資についても危険が及ぶ可能性がある。また、自然災害による将来的な経済的影響の大きさは、不透明であり、投資先ファンドによる特定の企業への投資を遅延させる可能性があり、かつ、最終的にはかかる投資を完全に妨げる場合がある。

また、人為的な災害も投資に悪影響を及ぼす可能性がある。人為的災害の公表によって消費者全体の信頼感に甚大な悪影響を与える可能性があり、その結果、投資対象がかかる人為的災害に関与しているかどうかにかかわらず、投資先ファンドの投資パフォーマンスに重大な悪影響を与える可能性がある。

さらに、感染症のアウトブレイクも投資先ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。例えば、新型コロナウイルスによる呼吸器疾患のアウトブレイクが2019年12月に初めて検出され、その後、世界的に拡大した。新型コロナウイルスは、国境閉鎖、人々の移動制限、検疫、輸送およびその他のサービスの中止、サプライ・チェーン、事業活動および消費者活動の断絶、さらには、社会的懸念や不確実性をもたらした。今後、他の感染症についても同様のアウトブレイクが発生する可能性がある。今後発生しうる新型コロナウイルスおよび他のエピデミックならびにパンデミックの影響は、多くの国々の経済、個々の企業および市場全般に、現時点では必ずしも予測できない結果を及ぼす可能性がある。加えて、新興国または新興市場国においては、医療制度がまだ十分に確立していないことから、感染症の影響が大きくなるおそれがある。近年の新型コロナウイルスのアウトブレイクによる医療危機は、特定の国において、他の既存の政治的、社会的および経済的リスクを悪化させる。アウトブレイクの影響は、短期的な場合もあれば、長期的に継続する場合もある。かかる事象は、ボラティリティおよび投資価値の損失リスクを高めうる。

一般的なサステナビリティ・リスク

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会またはガバナンスに関連する投資リスク（投資の期待リターンに対し重大な損失が発生する確率または不確実性）を示す包括的な用語である。

環境問題に関するサステナビリティ・リスクには、物理的リスクおよび移行リスクの両方の気候変動リスクが含まれるが、これらに限定されるものではない。物理的リスクは、気候変動による物理的な影響から生じる急性または慢性のリスクである。例えば、頻繁かつ厳しい気候関連の事象は、製品およびサービスならびにサプライ・チェーンに影響を与えうる。移行リスクは、気候変動緩和のための低炭素経済への調整から生じる政策リスク、テクノロジー・リスク、市場リスクまたはレピュテーション・リスクである。社会的問題に関するリスクには、労働者の権利および地域社会との関わりが含まれるが、これらに限定されない。ガバナンス関連のリスクには、取締役会の独立性、所有および支配または監査および税務管理に関するリスクが含まれるが、これらに限定されない。

かかるリスクは、発行体の運営上の有効性および回復力、社会的認知、レピュテーションに影響を及ぼし、収益性さらには資本成長に影響を与え、最終的には投資先ファンドの保有資産の価値に影響を与える可能性がある。

これらは、サステナビリティ・リスク要因の一例に過ぎず、サステナビリティ・リスク要因のみが投資のリスク・プロファイルを決定するものではない。サステナビリティ・リスク要因およびその他のリスクの関連性、重大性、重要性および時間軸は、投資先ファンドによって大きく異なる場合がある。

サステナビリティ・リスクは、異なった既存のリスク・タイプ（市場、流動性、集中、信用、資産および負債のミスマッチなどを含むが、これらに限られない。）を通じて顕在化することがある。例えば、投資先ファンドは、物理的気候リスク（サプライ・チェーンの混乱による生産能力の低下、需要ショックによる売上減少もしくは営業コストまたは資本コストの上昇など）または移行リスク（炭素集約的な製品およびサービスに対する需要の減少または投入価格の変化による生産コストの上昇など）による収益の減少または支出の増加に直面する可能性のある発行体の株式または債券に投資することがある。その結果、サステナビリティ・リスク要因は、投資に重大な影響を与える可能性があり、ボラティリティを高め、流動性に影響を与え、投資先ファンドの投資証券の価値に損失を及ぼすおそれがある。

これらのリスクの影響は、特定のセクターまたは地理的な集中がみられる投資先ファンドではより高くなる。例えば、悪天候の影響を受けやすい地域に地理的に集中している投資先ファンドでは、かかる投資先ファンドへの投資価値が物理的な悪天候の影響をより受けやすくなる場合があり、また、炭素集約度が高い、または低炭素代替物への移行に伴うスイッチング・コストが高い産業もしくは発行体への投資など、特定のセクターに集中している投資先ファンドでは、気候変動移行リスクの影響をより受けやすくなる場合がある。

これらの要因のすべてまたは組み合わせが、関連する投資先ファンドの投資に予想外の影響を及ぼす可能性がある。通常の市況下では、かかる事象は、投資先ファンドの投資証券の4価格に重大な影響を及ぼすおそれがある。

投資先ファンドのベンチマーク指数の指数提供者が、各ベンチマーク指数の達成意図に関する記述を示している場合、指数提供者は、通常、ベンチマーク指数に関するデータの品質、正確性もしくは完全性に関するか、またはその指数算出法に関する書面における保証の提供、または責任を引き受けることはなく、発表した指数が指数提供者の記載したベンチマーク指数算出法に一致していることを保証するものでもない。データの品質、正確性もしくは完全性に関する間違いは、随時発生する可能性があり、特に当該指数があまり使用されていない場合に一定期間認識されず、修正されない可能性がある。

サステナビリティ・リスクによる影響は、時間とともに発達する可能性が高く、サステナビリティ要因および影響に関するさらなるデータおよび情報が利用可能となるにつれて、新たなサステナビリティ・リスクが確認される可能性がある。

投資先ファンドの配当方針

投資先ファンドから、配当は行われない。

投資先ファンドの報酬、手数料および費用

以下は、投資先ファンドが負担する報酬、手数料および費用の概要である。より詳細な情報は、投資先ファンドの目論見書において開示される。

継続手数料

投資先ファンドの継続手数料は、純資産価額の年率0.40%で計算され、現在の純資産価額に対して日々発生し、毎月後払いで支払われる。

有価証券貸付取引報酬

投資先ファンドの投資顧問会社は、有価証券貸付管理契約の条項に基づき、投資先ファンドの有価証券貸付取引代行会社として、投資先ファンドの管理会社により任命される。当該契約の条項に基づき、有価証券貸付取引代行会社は、関連する投資先ファンドの有価証券貸付取引の管理のために任命され、投資先ファンドの投資顧問会社としての報酬に加えて、有価証券貸付取引で得た収益から報酬を受領する権利を有する。投資先ファンドが有価証券貸付取引を行い、かつ有価証券貸付取引代行会社として、投資先ファンドの投資顧問会社を任命する場合、投資先ファンドが有価証券貸付取引から生じる関連収入の62.5%を受領し、残りの37.5%は有価証券貸付取引代行会社が受領し、有価証券貸付取引代行会社は、その収入の一部から有価証券貸付取引費用を支払う。

過度の取引に関する方針

過度の取引行為は、すべての投資主の利益に悪影響を与えることがあるため、投資先ファンドの管理会社は、過度の取引行為に繋がる購入または買戻しを積極的に認めることはない。投資先ファンドにおける過度の取引行為には、一定のタイミングに沿っているようみなされる、または取引の頻度または規模が過度である個人または個々人のグループによる証券取引を含む。しかしながら、投資主は、投資先ファンドが、資産配分を目的とする特定の投資者、または仕組み商品のプロバイダーによって活用されることがあり、これにより、当該投資主に対して投資先ファンド間でその投資証券を定期的に交換しなければならない可能性があることに注意しなければならない。かかる行為が投資先ファンドの管理会社の判断で頻度が高すぎるまたは一定のタイミングに沿っているとみなされる場合を除き、当該行為は通常、過度の取引として扱われることはない。

過度の取引が疑われる場合、投資先ファンドは、投資先ファンドの管理会社の合理的判断により、過度の取引が疑われる投資主に対して、特に買戻し取金の2%の買戻し手数料を徴収することができる。当該手数料は、投資先ファンドの利益になり、影響を受ける投資主は当該手数料が請求された場合、契約報告書において通知される。

買戻し制限

名義書換代行会社が、いずれかの取引日において、総額で発行済の投資先ファンドの投資証券価額の10%を超える買戻し請求を受領した場合、投資先ファンドの管理会社は、その単独の裁量で、かかるすべての請求が発行済の投資先ファンドの投資証券価額の10%を上回らないように当該投資証券の各買戻し請求を比例按分して引下げることができる。詳細は、投資先ファンドの目論見書に規定される。

—

一時的停止

投資先ファンドの管理会社は、一時的に純資産価額の決定、およびその期間のすべてまたは一部において、発行および買戻しを停止することがある。これが実施される状況の詳細は、投資先ファンド目論見書に記載される。

停止された場合、投資先ファンドの管理会社は、直ちにwww.blackrock.comにおいて当該事実を公表し、中央銀行、およびEU加盟国または本投資証券が取引対象とされているその他の国のあらゆる管轄当局に直ちに（いかなる場合も、かかる停止が生じた営業日のうちに）通知する。

投資先ファンドの管理会社または管理事務代行会社は、上記の買戻制限の一時的停止の結果、投資者に生じた費用につき責任を負わない。

強制買戻し

投資先ファンドの管理会社は、投資証券1口当たりの純資産価格で、あらゆる投資証券を強制的に買い戻す権限、および(a)当該投資証券が、直接または実質的に適格保有者ではない者により保有されている場合、または(b)当該投資証券が、直接または実質的に、投資先ファンドがそうでなければ負担もしくは被ることがなかったであろう税金債務の負担もしくは罰金による不利益を被ること、または1940年法（もしくは継承する類似の法律）に基づき投資先ファンドが登録を強制されるか、または1933年法（もしくは継承する類似の法律）に基づきそのクラス証券が登録を強制される結果を生じると投資先ファンドの管理会社が判断する状況（直接または間接的に当該者に影響を与えるかどうか、および単独で行うか、またはその他の関連する者と共に行うかどうかを問わず、または管理会社が関連するとみなすその他の状況）である場合、または(c)投資先ファンドの管理会社が、単独の裁量で、顧客契約がいかなる理由であれ終了されている投資主が当該投資証券を保有しているとみなす場合に、投資証券を適格保有者に譲渡させる権限を有する。

投資先投資法人または投資先ファンドもしくはクラスの全額買戻しおよび終了

投資先投資法人および各投資先ファンドは、無期限で設立されており、資産の上限を設定しないこともできる。ただし、投資先投資法人は、その投資証券のすべてを買い戻すことができ、また、以下の場合には、発行済みの投資先ファンドまたはクラスの投資証券をすべて買い戻すことができる。

- (a) 関連する投資先ファンドまたはクラスの投資主が、かかる投資先ファンドまたはクラスの投資証券の保有者総会において、または書面により、かかる買戻しに関する特別決議を可決するか、
- (b) いかなる方法であれ、投資先投資法人または関連する投資先ファンドに影響を与える政治的、経済的、財務上または規制上の不利な変更を理由に、取締役会が適切とみなす場合、
- (c) 関連する投資先ファンドまたは投資先ファンドのクラス投資証券の純資産価額が、随時、取締役会が判断する最低金額を上回らないまたは下回るようになった場合、
- (d) 保管受託銀行が退任の意向の通知を送達し、その通知の日より90日以内に代替の保管受託銀行が任命されなかった場合投資先ファンドの目論見書の「保管受託銀行」の項を参照のこと。または
- (e) 取締役会が、その他のあらゆる理由により適切とみなし、投資主に事前の通知を行う場合。

終了または合併の場合投資先投資法人ICAVまたは投資先ファンドもしくはクラスの投資証券は、法律で要求される当該投資証券のすべての保有者への事前の書面による通知を行った後に買い戻される。投資証券は関連する取引日の当該クラスの投資証券1口当たり純資産価格で買い戻される。

投資先投資法人が解散または清算する場合（清算が任意であるか、監督に基づくものか、または裁判所によるものかを問わない。）、清算人は、通常決議による権限で、投資先投資法人の資産のすべてまたは一部を現物で投資主間に投資先投資法人に対する投資証券保有額（定款に従い決定され

る。)に応じて比例按分して分配し、資産が単独の種類財産から構成されているかどうかに関わらず、当該目的のために、定款の評価規定に従いあらゆるクラスの財産を評価することができる。清算人は、通常決議による権限で、資産のいずれの部分についても、投資主の利益のために清算人が適切とみなす信託に基づき、受託者に託すことができ、投資先投資法人の精算を終了し、投資先投資法人を解散させることができるが、投資主は、負債が存在するいかなる資産についてもこれを受け入れることを強制されるものではない。投資主が要求する場合、投資先ファンドの投資顧問会社は、当該投資主に対して分配される資産を売却し、当該投資主にその手取現金を分配する。投資主は、分配された有価証券に関するあらゆるリスクを負担し、当該有価証券を処分するにあたり、仲介手数料またはその他の費用を支払わなければならないことがある。

別紙C

2024年8月30日現在の投資先ファンドである「ブラックロック・ストラテジック・ファンズ - ブラックロック・システムティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド」（以下「ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンド」という。）の概要は以下のとおりである。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの概要

ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドである
ブラックロック・システムティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンド
クラス 2（米ドル建て / 非分配型）投資証券

本別紙Cは、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書に記載されるブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの詳細情報の概要である。本別紙C中に含まれる情報は、一般的利用のためのみに提供されたものであること、および、サブ・ファンドの受託会社もしくは管理会社またはそれらの関連会社のいずれも、本別紙Cの内容の正確性または完全性について明示的または黙示的な保証を与えていないことに留意されたい。

本書において他に定義されていない用語は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの英文目論見書において当該用語に付与されている意味を有するものとする。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドであるブラックロック・システムティック・サステナブル・グローバル・エクイティ・ファンドである。投資対象となるクラス投資証券は、クラス 2（米ドル建て / 非分配型）投資証券である。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、2015年9月18日に設立された。

ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、変動資本を有するオープン・エンド型投資法人（société d'investissement à capital variable）としてルクセンブルグ大公国の法律の下で設立された、公開有限責任会社（société anonyme）である。ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、2007年5月2日に設立され、ルクセンブルグの商業登記簿にB 127481の登録番号で登録されている。ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律（随時改正される。）（以下「2010年法」という。）のパート の規定に基づきUCITS（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）としての適格性を有するものとしてルクセンブルグ金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（CSSF）により認可されており、当該法に基づく規制に服する。ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エイ（BlackRock（Luxembourg）S.A.）が、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの管理会社として行為する。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの関連会社**管理会社**

ブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エイ
（BlackRock（Luxembourg）S.A.）

ルクセンブルグ大公国、L -1855、J . F .ケネディ通り35A

投資顧問会社

ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー

(BlackRock Investment Management, LLC)

アメリカ合衆国、デラウェア州19809、ウィルミントン、ベルビュー・パークウェイ100

総販売会社

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド

(BlackRock Investment Management (UK) Limited)

英国、ロンドン市EC2N 2DL、スログモートン・アベニュー12

保管受託銀行 / 経理事務代行会社

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店

(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1855、J.F.ケネディ通り49番

名義書換事務代行会社兼登録事務代行会社

J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

(J.P. Morgan SE, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグL-2633、トレヴェ通り6C番

監査人

デロイト監査法人

(Deloitte Audit S.à.r.l.)

ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1821、コッケルシュエール大通り20番

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資目的および投資方針

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、長期的な元本の成長を達成することを目指す。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、その総資産の少なくとも80%を持続可能な投資の原則に沿う形で先進国および新興国市場の株式等のエクイティ証券にグローバルに投資することにより、その投資目的の達成を目指す。また、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、その他の譲渡性のある証券、デリバティブ・集団投資スキームの受益証券、現金および現金等価物に投資を行う場合がある。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する欧州議会および2019年11月27日付欧州理事会の規則(EU) 2019/2088の第8条を遵守するファンドに該当する。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの総資産は、以下に定める「ESG方針」に従って投資される予定である。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、投資目的および投資方針を達成するために、様々な投資戦略および投資商品に投資する。とりわけ、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、株式の銘柄選定に関してシステムティックな（すなわち、ルールに基づいた）アプローチを採用するため、定量的（数学的または統計的）モデルを用いる。このことは、リスクおよび取引コストの予想を考慮に入れた上で、ポートフォリオのリターンへの期待される寄与度を基礎として株式が選定されることを意味する。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの基準通貨は、米ドルである。

E S G（環境、社会およびガバナンス）方針

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、多数のセクターにエクスポージャーを有する法人発行体に対する直接投資を制限および／または排除する「ブラックロック E M E A ベースライン・スクリーン」を適用する。詳しくは、ウェブサイト（<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blackrock-baseline-screens-in-europe-middleeast-and-africa.pdf>）を参照されたい。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、持続可能な投資対象に投資することを目指すものであり、これは、投資が環境または社会の目標に著しい害を及ぼさない限り、また、投資先の企業が良好なガバナンス慣行を遵守する限り、環境または社会の目標に貢献する経済活動に投資することを意味する。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの E S G スコアは、該当する場合、各発行体の E S G スコアの総計を当該発行体の市場価格によって加重することで計算される。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資顧問会社は、M S C I オール・カンントリー・ワールド・インデックス（以下「ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのインデックス」という。）よりも高い E S G スコアを提供することを目指すポートフォリオを作成し、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの加重平均による E S G スコアが、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのインデックスから最も評価の低い証券の少なくとも20%を除外した後の E S G スコアを上回るようにする。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資顧問会社は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの炭素排出原単位スコアがブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのインデックスの炭素排出原単位スコアを下回るものとするを意図している。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのベンチマーク利用

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドはアクティブ運用され、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資対象の選択については投資顧問会社が裁量を有する。そのため、投資顧問会社は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのポートフォリオ構築の際、および、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが取るアクティブ・リスク（すなわち、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのインデックスからの乖離の度合い）がブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資目的および投資方針に照らし適切であることを確実にするためのリスク・マネジメント目的において、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのインデックスを参照する場合がある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資顧問会社は、投資対象の選択にあたり、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのインデックスの構成銘柄または構成比からの制約を受けない。また、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資顧問会社は、その裁量により、特定の投資機会を利用するため、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのインデックスに含まれない有価証券に投資する場合がある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのポートフォリオは、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのインデックスから大きく乖離することが予想される。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのインデックスは、投資主において、ブラックロック・

システマティック・サステナブル投資先ファンドのパフォーマンスを比較するために利用されるべきである。

ブラックロック・システマティック・サステナブル投資先ファンドの評価および取引

ブラックロック・システマティック・サステナブル投資先ファンドの投資証券の取引は原則として日々行うことができる。投資証券の申込み、買戻しおよび転換の注文は、名義書換事務代行会社または現地の投資者サービス・チームにより、各取引日の正午12時（ルクセンブルグ時間）（以下「ブラックロック・システマティック・サステナブル投資先ファンドのカット・オフ・ポイント」という。）までに受領されるものとし、適用される価格は同日の午後に計算される。ブラックロック・システマティック・サステナブル投資先ファンドのカット・オフ・ポイントを過ぎて名義書換事務代行会社または現地の投資者サービス・チームにより受領された取引注文は、翌取引日に処理される。

クラス 投資証券

クラス 投資証券は、機関投資家において、非分配型投資証券および分配型投資証券として取得可能であり、記名式投資証券および大券として発行される。別途要求がない限り、すべてのクラス 投資証券は記名式投資証券の形式で発行される。これらは、ブラックロック・システマティック・サステナブル投資先ファンドの管理会社の裁量により、かつ、2010年法第174条に規定されている機関投資家のみが入手可能である。投資者は、自身が機関投資家の適格性を充足していることを、ブラックロック・ストラテジック・ファンズおよびその名義書換代行会社または地域の投資者サービス・チームに対してその地位に関する十分な証拠を提出することにより、証明しなければならない。

クラス 投資証券への申込みにおいて、機関投資家は、ブラックロック・ストラテジック・ファンズおよびその役員がその申込みに際し行われたもしくは行われたとみなされる宣言に基づき誠実に業務を遂行した場合に発生させた損失、経費または費用に関して、ブラックロック・ストラテジック・ファンズおよびその役員に対し補償する。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの営業日

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資証券に関して、営業日とは、ルクセンブルグの銀行営業日（12月24日を除く。）またはブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの取締役が決定するその他の日をいう。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの取引日

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資証券に関して、取引日とは、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが取引を行う日としてブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの取締役が決定した営業日（取引中断期間中を除く。）をいう。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドに伴う主な投資リスク

本項は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドに当てはまる主要なリスクの概要である。その他のリスクも、随時、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドに関連する場合がある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドに該当するリスクのより詳細な情報は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書において開示される。

一般的なリスク

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの運用成績は、組入資産のパフォーマンスに依拠する。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが投資方針を達成する保証はない。過去の実績は、将来の実績を示すものではない。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資証券の価値は上昇する場合もあれば下落する場合もあり、投資者は投資元本を回収できないおそれがある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資証券から得られる収入は、金銭的な面で変動する可能性がある。とりわけ、為替相場の変動は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資証券の価値を増減させる場合がある。税率、課税標準、租税負担の軽減は、変更になる可能性がある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの組入資産が収益を産む保証はない。

株式への投資リスク

株式の価格は、日々変動するものであり、また、政治・経済に関する報道、企業の収益報告、人口統計学的傾向および天変地異的な事象等、ミクロ・マクロ様々な要因により影響を受けるおそれがある。株式の価値は上下するので、株式に投資するブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの価値には重大な損失が生じるおそれがある。

新興国への投資に伴うリスク

新興国（エマージング）市場は、一般に、低い経済状態にあるか、資本市場（キャピタル・マーケット）が十分に整っていない、株価および通貨の変動率（ボラティリティー）がより高い貧困国または発展途上国の市場であり、とりわけ、経済状態および／または資本市場（キャピタル・マーケット）の整備状況が最低水準にある市場はフロンティア・マーケットといわれる。これらの市場では、以下に記載するリスクが増大するおそれがある。

民間経済セクターに対して重大な影響力を行使する新興国市場の政府もあり、多くの発展途上国に存在する政治的および社会的な不安定性は特に重大である。これらの国々の多くに共通なもう一つのリスクは、経済が著しく輸出に重点を置いており、そのために国際取引に依存している場合があることである。過度の負担を強いられる社会資本構造および不十分な金融制度の存在もまた、環境の問題同様、一部の国々においてリスクをもたらす。

社会的および政治情勢の悪化時に、政府が、収用、没収税、国有化、証券市場および取引の決済への介入、ならびに海外投資の制限および為替操作に関与し、これらが将来も繰り返される可能性がある。一部の新興国市場が、投資収益に対する源泉税に加えて、キャピタルゲイン税を外国の投資者に課す可能性もある。

新興国市場において一般的に認められている会計、監査および財務報告の実務が、先進国とは大きく異なる場合がある。一部の新興国市場では、成熟した市場に比べて、規則、規則の実施および投資者行動の監視水準が低い場合がある。これらの行動には、一定のカテゴリーの投資者による重要な非公開情報に関する取引等の実務が含まれる場合がある。

発展途上国の証券市場は、確立された証券市場ほど大きくなく、取引量がかなり少なく、結果的に、流動性の不足と価格の大幅な変動をもたらす。投資者および金融仲介業者が限られる上に、時価総額および取引量が、少数の産業の少数の発行体に集中する可能性がある。

これらの要因が、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが証券を取得または処分する時期および価格に悪影響を及ぼす可能性がある。新興国市場における証券取引の決済に関連する実務は、先進国の実務に比べて高いリスクを伴う。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが十分な資本のないブローカーおよび取引相手方を使用する必要があることがその一因であり、一部の国における資産の保管および登録が信用できない場合もある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが証券を取得または処分できない場合、決済の遅延により、投資機会を逸する結果となる可能性がある。保管受託銀行は、ルクセンブルグの法令に従って、すべての関連する市場における自己の取引銀行の適切な選別および監督に責任を有する。一部の新興国市場では、登録事務代行会社が政府による効果的な監督に服さず、常に発行体から独立しているわけでもない。したがって、投資者は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドがこれらの登録問題に起因する損失を被る可能性があることに留意すべきである。

金融市場、取引相手方および業務提供者

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、業務提供者または金融契約の取引相手方を務める金融セクターに属する企業のリスクにさらされることがある。市場の変動が極端に大きい場合に、かかる企業が悪影響を受けるおそれがあり、それに伴いブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのリターンに悪影響が及ぶことがある。規制機関ならびに自主規制機関および取引所は、市場の緊急事態の場合には臨時的措置をとる権限を付与されている。ブラックロック・ストラテジック・ファンズ（ひいてはブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンド）への将来の規制措置の影響が、重大かつ不利益なものとなる可能性がある。

課税上の留意事項

ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、自己の投資ポートフォリオから発生する収益および/または利益に源泉税またはその他の税を課されることがある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが取得時に源泉税またはその他の税の対象ではない有価証券に投資する場合でも、適用ある法律、条約、規則もしくは規制の改正またはこれらの解釈の変更により、将来的に課税されないという保証はない。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、かかる税の還付を受けられないことがあるため、かかる変更が、投資証券の純資産価額に悪影響を及ぼすおそれがある。税法、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの課税上の地

位、投資主の課税および減税ならびにかかる課税上の地位および減税の効果は、随時変動することがある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが登録、販売または投資されている法域の税法の変更により、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの課税上の地位が影響を受け、影響を受ける法域における投資対象の価値が影響を受け、投資目的を達成する能力が影響を受け、および／または投資主に対する税引き後リターンが変わることがある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドがデリバティブに投資する場合、前文の解釈が、当該デリバティブ契約および／もしくは当該デリバティブの取引相手方の準拠法の法域ならびに／または当該デリバティブの裏付けとなるエクスポージャーを含む市場にまで及ぶこともある。投資主が活用可能な減税の利用可能性および価値は、投資主の個別の状況に依拠する。税制度が完全に整備されていないかまたは十分に確立されていない法域（例えば、中東の法域）にブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが投資する場合、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンド、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの管理会社、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの投資顧問会社および保管受託銀行は、ブラックロック・ストラテジック・ファンズもしくはブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの税金もしくはその他の手数料に関してブラックロック・ストラテジック・ファンズが財政当局に対し誠実に行った、もしくは負担した支払について、当該支払を行うもしくは負担する必要がなかったか、または行うもしくは負担すべきでなかったことが後に判明した場合でも、投資主に説明する責任を負わない。一方で、租税債務に関する根本的な不確実性、最善もしくは一般的な市場慣行の遵守が（確立された最善の実務がない範囲で）最終的に難しくなること、または税金の現実かつ適時の支払に関する整備された仕組みがないことにより、投資先サブ・ファンドが過年度分の税を支払う場合には、関連する金利もしくは申告遅延による追徴金が、同様にブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドに請求される。かかる支払を遅延した税金は、通常、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのサブ・ファンドの勘定に債務を発生させる決定が行われる時点でブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの借方勘定に計上される。

為替変動リスク

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、基準通貨以外の通貨建ての資産に投資することがある。基準通貨建ての資産の価値は、基準通貨と資産との表示通貨の間の為替レートの変動により、上昇することも下落することもある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、為替リスクをコントロールするために、ヘッジ目的でデリバティブを含む手法および金融商品を利用することができる。ただし、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのポートフォリオまたはポートフォリオ内の特定の資産に関する為替リスクを完全に抑えることが可能でないまたは現実的でないことがある。更に、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資方針に別途に定める場合を除き、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資顧問会社は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンド内の為替リスクの軽減を図る義務を負っていない。

為替オーバーレイ戦略

為替リスクを管理するための技法および手段の利用に加え（前記「為替リスク」の項を参照のこと。）、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの一部のサブ・ファンドは、プラスのリターンを生み出す目的で、基準通貨以外の通貨に投資するか、または基準通貨以外の通貨に関連する技法および手段を利用することができる。ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドの投資顧問会社は、通貨デリバティブ（先渡外国為替契約、通貨先物、オプション、スワップおよび為替レートの変動に対するエクスポージャーを提供するその他の商品を含む。）の利用を通じて戦術的

な見方を取るために、ロング・ポジションおよび通貨のシンセティック・ペア取引の設定を伴うスベシャリスト為替オーバーレイ戦略を利用する。為替レートの動きが、変動することがあるため、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドが当該戦略を本格的に行う場合に、このような変動が、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのこのようなサブ・ファンドの全体的なパフォーマンスが大きな影響を及ぼす。

世界金融市場危機および政府の介入

2007年以降、世界金融市場は、広範囲にわたるファンダメンタルな混乱に見舞われ、著しく不安定な局面に陥り、政府の介入が強化されている。多くの法域の規制機関が、多数の緊急規制措置を実施または提案し、今後もこれを継続する可能性がある。政府および規制機関の介入の範囲と適用が、ときに不透明な場合があり、その結果、それ自体が金融市場の効率的な機能を損なう混乱および不確実性をもたらしてきた。どのような暫定的もしくは恒久的な政府規制が市場に課されるか、および／または当該規制によりブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドの投資顧問会社がサブ・ファンドの投資目的を実行する能力にどのような影響が及ぶかを予測することはできない。様々な法域の統治組織による現在の取組みまたは将来の取組みが金融市場を安定させる手助けになるか否かは不明である。ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドの投資顧問会社は、金融市場がこれらの事象の影響を受け続ける期間およびこれら - または将来の同様の事象 - がブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンド、ヨーロッパ経済または世界経済および世界の証券市場に及ぼす影響を予測することはできない。

デリバティブ

ブラックロック・ストラテジック・ファンズの各サブ・ファンドは、市場リスク、金利リスクおよび為替リスクをヘッジするため、ならびに効率的にポートフォリオを運用する目的で、デリバティブを利用することができる。デリバティブの活用は、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドに高い水準のリスクをもたらす。これらのリスクには、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドが取引する取引相手方の信用リスク、決済不履行のリスク、デリバティブの流動性の欠如、デリバティブの価値の変化とブラックロック・ストラテジック・ファンズの該当するサブ・ファンドが追従しようとしている原資産の価値の変化の間の不完全な追従、原資産への直接投資よりも高いコストが含まれることがある。

標準的な実務慣行に従い、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドは、デリバティブを購入する場合、取引相手方に対する担保の提供を求められることがある。全額資金拠出されていないデリバティブの場合には、当初証拠金および／または変動証拠金となる資産を取引相手方に預託することを伴うことがある。ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドが取引相手方に対して当初証拠金となる資産を預託することを求めるデリバティブの場合には、当該資産が取引相手方自身の資産から分別管理されないことがあり、また、自由に取引可能で、かつ代替可能であることから、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドが、取引相手方に預託した当初の証拠金となる資産ではなく、同等の資産の返還を受ける権利を有することがある。取引相手方が超過の証拠金または担保を要求する場合に、これらの預託金または資産が、取引相手方に対する該当するサブ・ファンドの債務の価値を上回ることがある。加えて、デリバティブの取引条件において、最低引渡額が発動される場合に限り、ある取引相手方が他の取引相手方に対してデリバティブから生じる変動証拠金のエクスポージャーをカバーするための担保を提供するよう定めがあるため、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドは、かかる最低引渡額を上限として、デリバティブに基づき取引相手方に対し無担保のリスク・エクスポージャーを負担する可能性がある。

デリバティブ取引は変動性が高くなる可能性があり、市場エクスポージャーに関して取引にレバレッジをかけられるように、当初証拠金の額が、取引の規模に比べて一般的に低い。相対的に小さい市場の動きが、一般的な債券または株式に対するよりも大きな影響をデリバティブに及ぼすことがある。したがって、レバレッジをかけたデリバティブのポジションが、ボラティリティを高めることがある。ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドはレバレッジを行うために金銭を借り入れないが、常にブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書に定める制限内において、エクスポージャーを調整するため、デリバティブを通じて、例えばシンセティック・ショート・ポジションを取ることがある。

ブラックロック・ストラテジック・ファンズの一定のサブ・ファンドが、通貨先渡を含む先物ポジション等のデリバティブ（シンセティック・ロング・ポジション）を利用して実行されるロング・ポジションを取ることがある。デリバティブへの投資に関連する追加的なリスクには、取引相手方による担保提供義務の違反が含まれ、事務上の問題（取引相手方の追加的な担保の提供または担保の代替に対するリスク・エクスポージャーの算出と、取引相手方の債務不履行の場合の担保の売却との間の時間的な隔たり等）を理由に、デリバティブ取引に基づくブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドの取引相手方に対する信用エクスポージャーが、完全に担保されない場合であっても、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの該当するサブ・ファンドは、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書に記載された上限を遵守し続ける。デリバティブの利用は、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドを法的リスク（法律の改正もしくは法令規則の予想外の適用の結果として、または契約が法的に執行可能でないという裁判所の宣言を理由に、損失が生じるリスク）にさらすこともある。

ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドは、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書に列举される手法等の、複雑な投資運用手法を実行するためにデリバティブを利用することができる。デリバティブ商品をこのような方法で利用する場合、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドの全体的なリスク水準が上昇することがある。したがって、ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書で詳述される通り、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの管理会社が常にポジションのリスクおよびそれによるブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドの全体的なリスク水準への影響を監視し測定することを可能にするためのリスク管理プロセスを用いる。

証券貸付

ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドは、証券貸付を行うことができる。証券貸付を行うブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドは、証券貸付契約の取引相手方に対する信用リスクのエクスポージャーにさらされる。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資対象を、一定期間、取引相手方に貸し出すことができる。取引相手方が債務不履行に陥り、かつ担保の価値が貸付証券の価値を下回った場合、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドの価値が減少することがある。ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、すべての証券貸付に完全な担保が付されることを確保する予定であるが、証券貸付が（例えば、支払の遅れから生じたタイミングの問題により）完全に担保されていない場合、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドは、証券貸付契約の取引相手方にかかる信用リスクのエクスポージャーにさらされる。

取引相手方リスク

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、取引を行う当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行のリスクを負うこともある。信用リスクは、金融商品の取引相手方がブ

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドと締結した義務または約束を履行しないリスクである。これには、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが締結するデリバティブ、レポ/リバース・レポ契約または証券貸付契約の取引相手方が含まれる。担保されていないデリバティブの取引には、直接の取引相手方エクスポージャーが生じる。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、各取引相手方に対するエクスポージャーと同等以上の価値を有する担保を受領することにより、そのデリバティブの取引相手方に対する信用リスクの多くを軽減するが、デリバティブが完全には担保されていない場合、取引相手方の債務不履行により、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの価値が減少することがある。新規の各取引相手方については正式な調査が完了し、承認されたすべての取引相手方は継続的に監視および精査されている。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、取引相手方エクスポージャーの積極的な監視および担保運用プロセスを維持する。

保管受託銀行にかかる取引相手方リスク

ブラックロック・ストラテジック・ファンズの資産は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書に詳述される通り、安全な保管のため保管受託銀行に委託される。ブラックロック・ストラテジック・ファンズの資産は、保管受託銀行の帳簿上で、ブラックロック・ストラテジック・ファンズに帰属するものとして識別されなければならない。保管受託銀行が保有する証券は、適用ある法令に従い、保管受託銀行のその他の資産から分別管理されなければならない。これにより保管受託銀行が破産した場合に補償を受けられないリスクを低減するが、かかるリスクを排除するわけではない。したがって、投資者は、保管受託銀行が破産した場合に保管受託銀行がブラックロック・ストラテジック・ファンズのすべての資産を補償する義務を完全に履行できないリスクを負う。さらに、保管受託銀行が保有するブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの現金が、保管受託銀行自身の現金/保管受託銀行のその他の顧客のために保管する現金から、分別管理されているとは限らないため、保管受託銀行が破綻した場合に、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドがこの点において無担保債権者としての地位しか得られないことがある。

保管受託銀行は、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのすべての資産を自身で保管するとは限らないが、複数の副保管受託銀行のネットワークを利用することができ、これらが必ずしも保管受託銀行と同一企業グループに属しているとは限らない。投資者は、保管受託銀行が一切責任を負わない場合に、副保管受託銀行の破産のリスクを負うことがある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、保管システムおよび/または決済システムが十分に整備されていない市場に投資することがある。かかる市場で取引され、かかる副保管受託銀行に預託されているブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの資産は、保管受託銀行が一切責任を負わない場合に、リスクにさらされることがある。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの債務のリスク

ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、そのサブ・ファンド間で債務を分別しているアンブレラ型投資信託として構成されている。ルクセンブルグの法律上、あるサブ・ファンドの資産を別のサブ・ファンドの債務の弁済に利用することはできない。ただし、ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、自らのために保有する資産を運用もしくは所有するか、または必ずしもかかる債務の分別を認めないその他の法域内での賠償請求に従う可能性がある、単一の法主体である。

市場レバレッジ

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、追加投資対象の購入のための借入れを行わないが、デリバティブ・ポジションを通じて、市場レバレッジ（純資産価額を超過す

る、ロング・ポジションおよびシンセティック・ショートポジションの双方を合計した、グロスの市場エクスポージャー）を獲得することが予想される。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資顧問会社は、市場間の相対価値の決定や、市場の絶対リターンについての方向性のある見方から、絶対リターンを得ることを追求する。市場レバレッジの程度は、ポジション間の相関関係の程度に左右される傾向がある。相関関係の水準が高ければ高いほど、市場レバレッジの可能性および見込まれる程度がより大きくなる。

レボ取引およびリバース・レボ契約

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、レボ取引に基づき、証券を取引相手方に売却すると同時に、合意した日付および価格でその証券を取引相手方から買い戻すことに合意する。売却価格と買戻価格との差額が、取引のコストとなる。再売却価格は、一般的に、契約期間について合意された市場金利を反映する金額の分、購入価格を上回る。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、リバース・レボ取引において、合意した将来の日付に合意した再販売価格で証券を買い戻そうとする取引相手方から、投資商品を購入する。したがって、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、売主が債務不履行に陥る場合、投資先証券の手取り金と、該当する契約に関連して保有するその他の担保の合計額が、市場動向を理由に買戻価格を下回る範囲で、損失を被りかねないリスクを負う。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、契約条件が失効するか、または取引相手方が証券を買い戻す権利を行使するまでの間、リバース・レボ取引の対象である証券を売却することができない。

担保の譲渡

ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドは、デリバティブを利用するために、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドに対する取引相手方のエクスポージャーに対するカバーとしてブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドの資産から担保または証拠金を支払うことを要求する取決めを、取引相手方と締結する。かかる担保または証拠金の所有権が取引相手方に譲渡される場合、当該所有権は、かかる取引相手方の資産となり、取引相手方が事業の一部として使用することがある。このように譲渡された担保は、保管受託銀行によって安全保管のために保有されないことになるが、担保の持分は、保管受託銀行により監視および調整される。ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドが取引相手方のために担保を提供する場合、当該取引相手方は、サブ・ファンドの同意なしに、担保として提供された資産に再度担保を設定することができない。

E S G投資方針に伴うリスク

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、投資戦略に、適宜のE S G提供者（第三者である指数提供者、E S Gコンサルタント会社またはブラックロック・グループのグループ会社を含むがこれらに限られない、E S Gのリサーチ、レポート、スクリーニング、格付および/または分析の提供者）が提供するデータをもとに決定される投資方針に定められる特定のE S G基準を用いる。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、一または複数の異なるE S G提供者を利用する場合があり、E S G基準の適用方法は、ブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンドごとに異なる場合がある。

E S G基準の利用は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資パフォーマンスに影響を及ぼす可能性があり、これにより、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、当該基準を利用しない類似のファンドに比べて異なるパフォーマンスをもたらす可能性がある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資方針に用いられるE S Gに基づく排除基準は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資

先ファンドに、本来であれば有利となったであろう時期に特定の証券を購入する機会を失わせたり、E S Gの特性を理由として不利な時期に証券を売却させることとなったりする可能性がある。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが保有している証券においてE S Gの特性に変更があった場合、投資顧問会社は当該証券を売却せざるを得なくなり、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンド、ブラックロック・ストラテジック・ファンズ、投資顧問会社はいずれも、当該変更に伴う責任を負わない。ルクセンブルグの法律に違反する投資は行われない。

自然または人為的な災害および感染症のエピデミックによる影響

特定の地域は、自然災害または壊滅的な自然現象による影響を被る危険性を有している。インフラ、災害管理計画機関、災害対応および救援リソース、自然災害に対する組織的な公的支援金ならびに自然災害の早期警報技術の開発が、特定の国においては未成熟および不均衡でありうることを考慮すると、個々の投資先企業または地域経済市場全体に対する自然災害による損害は甚大なものとなるおそれがある。必要不可欠である通信、電力およびその他の動力源が復旧し、投資先企業の業務が再開可能となるまでに長期間を要する可能性がある。かかる災害が発生した場合には、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資についても危険が及ぶ可能性がある。また、自然災害による将来的な経済的影響の大きさは、不透明であり、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドによる特定の企業への投資を遅延させる可能性があり、かつ、最終的にはかかる投資を完全に妨げる場合がある。

また、人為的な災害も投資に悪影響を及ぼす可能性がある。人為的災害の公表によって消費者全体の信頼感に甚大な悪影響を与える可能性があり、その結果、投資対象がかかる人為的災害に関与しているかどうかにかかわらず、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資パフォーマンスに重大な悪影響を与える可能性がある。

さらに、感染症のアウトブレイクもブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのサブ・ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性がある。例えば、新型コロナウイルスによる呼吸器疾患のアウトブレイクが2019年12月に初めて検出され、その後、世界的に拡大した。新型コロナウイルスは、国境閉鎖、人々の移動制限、検疫、輸送およびその他のサービスの中止、サプライ・チェーン、事業活動および消費者活動の断絶、さらには、社会的懸念や不確実性をもたらした。今後、他の感染症についても同様のアウトブレイクが発生する可能性がある。今後発生しうる新型コロナウイルスおよび他のエピデミックならびにパンデミックの影響は、多くの国々の経済、個々の企業および市場全般に、現時点では必ずしも予測できない結果を及ぼす可能性がある。加えて、新興国または新興市場国においては、医療制度がまだ十分に確立していないことから、感染症の影響が大きくなるおそれがある。近年の新型コロナウイルスのアウトブレイクによる医療危機は、特定の国において、他の既存の政治的、社会的および経済的リスクを悪化させる。アウトブレイクの影響は、短期的な場合もあれば、長期的に継続する場合もある。かかる事象は、ボラティリティおよび投資価値の損失リスクを高めうる。

ブラックロックは、パンデミックなどの事態により生じた影響およびそれに伴う投資へのリスクを最小限に抑えることを保証するため、厳格な事業継続措置を講じる。

税務リスク

ブラックロック・ストラテジック・ファンズ（またはその代理人）は、源泉徴収税の還付が可能な特定の国の発行体から受領した配当金および利息収入（もしあれば）に対する源泉徴収税を回収するために、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのサブ・ファンドに代わり還付請求を行うことがある。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが将来的に源泉徴収税の還付を受けるかどうか、あるいは、いつ還付を受けるかは、当該国の税務当局

の管理下にある。ブラックロック・ストラテジック・ファンズが、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドにおける源泉徴収税の回収可能性について継続して査定したうえで回収を見込んだ場合、当該ファンドの純資産価格には、通常、かかる税金の還付についての見越し額が含まれる。ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、当該ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのサブ・ファンドの回収可能性に影響を与えうる税務動向を継続して査定している。還付金を受領する可能性が、例えば、税務規制またはアプローチの変更などにより大幅に低下した場合、関連ファンドの純資産価格に含まれる還付金の見越し額の一部または全部について、評価減を行う必要が生じる可能性があり、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの純資産価格に悪影響を及ぼすこととなる。見越し額の評価減が計上された時点の当該ファンドの投資者は、見越し額が計上された期間に投資者であったかどうかにかかわらず、結果としての純資産価格の減少による影響を被る。反対に、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが過去に見越し額を計上していない税金の還付を受ける場合、還付請求が認定された時点のブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資者は、結果としてのブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの純資産価格の増加から利益を得ることとなる。

当該時点以前に投資証券を売却した投資者は、かかる純資産価格の増加の恩恵を受けない。

一般的なサステナビリティ・リスク

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会またはガバナンスに関連する投資リスク（投資の期待リターンに対し重大な損失が発生する確率または不確実性）を示す包括的な用語である。

環境問題に関するサステナビリティ・リスクには、物理的リスクおよび移行リスクの両方の気候変動リスクが含まれるが、これらに限定されるものではない。物理的リスクは、気候変動による物理的な影響から生じる急性または慢性のリスクである。例えば、頻繁かつ厳しい気候関連の事象は、製品およびサービスならびにサプライ・チェーンに影響を与えうる。移行リスクは、気候変動緩和のための低炭素経済への調整から生じる政策リスク、テクノロジー・リスク、市場リスクまたはレピュテーション・リスクである。社会的問題に関するリスクには、労働者の権利および地域社会との関わりが含まれるが、これらに限定されない。ガバナンス関連のリスクには、取締役会の独立性、所有および支配または監査および税務管理に関するリスクが含まれるが、これらに限定されない。

かかるリスクは、発行体の運営上の有効性および回復力、社会的認知、レピュテーションに影響を及ぼし、収益性さらには資本成長に影響を与え、最終的にはブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの保有資産の価値に影響を与える可能性がある。

これらは、サステナビリティ・リスク要因の一例に過ぎず、サステナビリティ・リスク要因のみが投資のリスク・プロファイルを決定するものではない。サステナビリティ・リスク要因およびその他のリスクの関連性、重大性、重要性および時間軸は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのサブ・ファンドによって大きく異なる場合がある。

サステナビリティ・リスクは、異なった既存のリスク・タイプ（市場、流動性、集中、信用、資産および負債のミスマッチなどを含むが、これらに限られない。）を通じて顕在化することがある。例えば、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、物理的気候リスク（サプライ・チェーンの混乱による生産能力の低下、需要ショックによる売上減少もしくは営業コストまたは資本コストの上昇など）または移行リスク（炭素集約的な製品およびサービスに対する需要の減少または投入価格の変化による生産コストの上昇など）による収益の減少または支出の増加に直面する可能性のある発行体の株式または債券に投資することがある。その結果、サステナビリティ・リスク要因は、投資に重大な影響を与える可能性があり、ボラティリティを高め、流動性に影響を与え、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの受益証券または投資証券価値に損失を及ぼすおそれがある。

これらのリスクの影響は、特定のセクターまたは地理的な集中がみられるブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのサブ・ファンドではより高くなる。例えば、悪天候の影響を受けやすい地域に地理的に集中しているブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのサブ・ファンドでは、かかるサブ・ファンドへの投資価値が物理的な悪天候の影響をより受けやすくなる場合があり、また、炭素集約度が高い、または低炭素代替物への移行に伴うスイッチング・コストが高い産業もしくは発行体への投資など、特定のセクターに集中しているブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのサブ・ファンドでは、気候変動移行リスクの影響をより受けやすくなる場合がある。

これらの要因のすべてまたは組み合わせが、関連ファンドの投資に予想外の影響を及ぼす可能性がある。通常の市況下では、かかる事象は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資証券価格に重大な影響を及ぼすおそれがある。

サステナビリティ・リスクのアセスメントは、資産クラスとブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目的に固有のものである。資産クラスが異なれば、精査の強化、重要性の評価ならびに発行体および資産間において有益な差別化を行うために、異なるデータおよびツールが必要となる。リスクは、重要性およびブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目的に基づく優先順位を付けることにより、同時に検討およびリスク管理される。

サステナビリティ・リスクによる影響は、時間とともに発達する可能性が高く、サステナビリティ要因および影響に関するさらなるデータおよび情報が利用可能となり、サステナブル・ファイナンスに関する規制環境が発展するにつれて、新たなサステナビリティ・リスクが確認される可能性がある。かかる新たなリスクは、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのサブ・ファンドの投資証券価格にさらなる影響を及ぼすおそれがある。

海外投資の制限

一部の国では、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドなどの海外企業による投資を禁止または大幅に制限している。例えば、特定の国では、外国人による投資には事前の政府承認が必要とされ、外国人による特定企業への投資額を制限し、または、外国人による企業への投資を国民が購入可能な企業の有価証券よりも不利な条件の特定のクラス証券に限定している。特定の国では、国益にとって重要とみなされる発行体または産業への投資機会を制限する場合がある。外国人投資家が、特定の国の企業に投資する方法およびかかる投資に対する制限は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの運用に悪影響を及ぼしうる。例えば、かかる国々の一部では、まず現地ブローカーまたはその他の団体を通じ投資を行い、その後、購入した株式をブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの名義で再登録することを要求される場合がある。再登録を速やかに行うことができない場合があり、その結果、配当または特定の企業活動を知る権利など、投資家としての権利の一部を拒否される可能性がある。また、ファンドが購入注文を出した後、再登録の時点で、外国人投資家への許容割当額が上限に達したことを知らされ、その時点で、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが希望する投資を行うことができなくなる場合もある。投資収益、資本または外国人投資家による投資証券の売却代金のブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドによる送金に関し、特定の国では大幅な制限が存在する可能性がある。資本の本国送金に必要な政府の承認の遅延または拒否ならびに投資に対する制限のブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドへの適用により、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが悪影響を受ける可能性がある。多くの国では、自国の資本市場への外国からの間接投資を促進するため、クローズド・エンド型投資会社の設立を承認している。特定のクローズド・エンド型投資会社の投資証券は、時として、純資産価格にプレミアムを加えた市場価格でのみ取得されることがある。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドがクローズド・エンド型投資会社の投資証券を取得した場合、投資主は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの費用（管理報酬を含む。）の比例配分および、間接的に、かかるクローズド・エンド型投資会社の費用を負担する。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドはまた、自らの費用で、特定の国の法律に基づき、独自の投資事業体を設立しようとすることも可能である。

その他のリスク

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、その支配の及ばないリスク、例えば、不明瞭かつ変動する法規制を有する投資対象国または法的賠償の規定もしくは有効な手段に欠ける投資対象国からの法的リスク、テロ行為のリスク、ならびに経済および外交制裁が一部の州に実施または行使され、軍事行動が開始するリスクにさらされる。当該事象の影響は不明瞭であるが、一般的な経済状況および市場の流動性に重大な影響を及ぼす可能性がある。規制機関ならびに自主規制機関および取引所には、市場の緊急事態の場合には臨時の措置をとる権限が付与されている。ブラックロック・ストラテジック・ファンズへの将来の規制措置の影響は、重大かつ不利益なものとなる可能性がある。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの配当方針

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドから、配当は行われない。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの報酬、手数料および費用

以下は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドが負担する報酬、手数料および費用の概要である。より詳細な情報は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書において開示される。

管理報酬

ブラックロック・ストラテジック・ファンズの管理会社は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの純資産価額の0.40%（年率）の管理報酬を受領する権利を有する。これらの報酬は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの純資産価額を基礎として日々発生し、毎月支払われる。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資顧問会社の報酬を含む、一定の報酬および費用が管理報酬の中から支払われる。

有価証券貸付取引報酬

有価証券貸付取引代行会社であるブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド（BlackRock Advisors（UK）Limited）は、その業務活動に関連して、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの費用負担により報酬を受領する。かかる報酬は、有価証券貸付取引に係る業務活動から得る総収入の37.5%に相当する。ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、有価証券貸付取引に係る業務活動から得る総収入の62.5%を受領する。有価証券貸付取引代行会社は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの管理会社の関係会社である。

管理事務代行報酬

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの管理会社に対して、関連する投資証券のクラスの純資産価額の0.30%（年率）を超えない管理事務代行報酬を支払う。

保管受託報酬

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの保管受託銀行は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドに関して報酬を受領する。当該報酬は、保管業務およびブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドに適用される取引費用に関する報酬である。当該報酬は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの純資産価額の0.005%から0.40%（年率）である（最低で年間30,000米ドルから350,000米ドル）（注：運用資産の価額および取引の量に応じて変動する。また、取引ごとに、7米ドルから125米ドルの取引手数料が課せられる。）。

ルクセンブルグの税制

ルクセンブルグの現行法の下および実務慣行において、ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、ルクセンブルグの所得税、富裕税もしくはキャピタル・ゲイン税を課されておらず、また、ブラックロック・ストラテジック・ファンズにより支払われる配当金について、ルクセンブルグの源泉徴収税を課されていない。ただし、クラスⅠ投資証券については、ルクセンブルグにおいて、その純資産価額に対して年率0.01%の年次税が課される。ルクセンブルグにおいて支払うべき投資証券の発行に関する印紙税またはその他の税金はない。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書の日付現在およびその後の投資者の申込受諾時にブラックロック・ストラテジック・ファンズが了知するルクセンブルグの法律、規制および税法上の規定を基準に、クラスⅠ投資証券には、税率0.01%の軽減税率が適用される。ただし、かかる判定は、随時、関係当局が行う機関投資家の地位についての解釈に従う。投資者の地位について当局が行う分類により、すべてのクラスⅠ投資証券に0.05%の税金が課されるおそれがある。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書の日付現在において効力を有するルクセンブルグの税法において、投資主は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン税、所得税、源泉徴収税、資産税、相続税またはその他の税金を課せられることはない（投資主がルクセンブルグに住所、居住または恒久的施設を有する場合を除く。）。非居住者である投資主は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの保有投資証券の処分に際してのキャピタル・ゲインについて、ルクセンブルグにおいて課税されない。

過度の取引に関する方針

過度の取引行為は、すべての投資主の利益に影響を与えることがあるため、サブ・ファンドは、過度の取引行為に繋がる投資を認めることはない。過度の取引には、一定のタイミングに沿っているようみなされる、または過度の流動性もしくは巨額取引の特徴を有する個人または個々人のグループによる証券取引を含む。しかしながら、投資主は、資産配分を目的とする特定の投資家、またはブラックロック・ストラテジック・ファンズのサブ・ファンド間の資産の定期的再配分を必要とする仕組み商品のプロバイダーによって活用されることがあることに注意しなければならない。かかる行為が過度に流動的または一定のタイミングに沿っているとみなされないとブラックロック・ストラテジック・ファンズの取締役会が判断する場合、当該行為は通常、過度の取引として扱われることはない。

過度の取引が疑われる場合、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドは、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの取締役会の合理的判断により、過度の取引が疑われる投資主に対して、買戻し手続において2%を上限とする買戻し手数料を徴収することがある。当該手数料は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの利益になる。

買戻しおよび転換の制限

ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、いずれかの取引日において、その時点において発行済または発行されているものとみなされるブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのすべてのクラスの投資証券の価値の10%を超える買戻しまたは転換を行う義務を負わない。詳細は、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書に規定される。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの停止および延期

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの投資証券の評価（その結果として発行、買戻しおよび転換）は、以下を含む一定の状況において停止されることがある。

- ・ ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドに保有される投資対象の相当部分が上場している証券取引所もしくは市場が通常の休日以外に別途閉鎖されているか、または当該取引所もしくは市場における取引が停止もしくは制限されている場合
- ・ 当該投資証券のクラスに帰属するブラックロック・ストラテジック・ファンズが所有する資産の処分または評価が実行不可能となる結果をもたらす緊急事態を構成する事情が存在する場合
- ・ 当該投資証券のクラスのいずれかの投資対象の価格もしくは評価額、またはいずれかの証券取引所もしくはその他市場における時価もしくは現在価値を決定する上で通常使用される通信手段が故障している場合
- ・ ブラックロック・ストラテジック・ファンズが投資証券の買戻しに対する支払を行うための資金を送金することができない期間中、または投資対象の換金もしくは取得または投資証券の買戻しに応じた支払に関わる資金の振替が、取締役会の意見によれば通常の為替相場で実施できない期間中
- ・ ブラックロック・ストラテジック・ファンズの子会社の1口当たり純資産価格を正確に決定することができない期間中
- ・ ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの終了もしくは合併に関する通知が行われた場合または決議が可決された場合
- ・ 投資証券の発行停止のみについて、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの解散通知が行われた期間中

- ・ 2010年法の第9章に基づき、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドがその純資産の少なくとも85%を他のU C I T S（またはそのサブ・ファンド）の受益証券または投資証券に投資することを決定した場合において、当該他のU C I T Sの純資産価額の計算が停止したためにブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの評価が停止する可能性のある場合

各停止期間は、適切な場合、ブラックロック・ストラテジック・ファンズによって公表されるものとする。また、投資証券の買戻しまたは転換に関する請求を提出する投資主に対しても通知が行われる。ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、取締役会がブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドのいずれかの投資証券クラスの保有者の利益に悪影響を及ぼすと考えられる例外的な状況において、買戻しおよび転換を延期することができる。いずれの場合も、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの実業取締役会は、ブラックロック・ストラテジック・ファンズが可能な限り速やかに関係するブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの資産の必要な換金を行うまで、またはかかる例外的な状況が終息するまで、買戻しおよび転換の延期を宣言することができる。かかる延期された買戻しおよび転換は、按分割合に応じ実行され、かつその後の請求に優先して処理される。投資主は、停止または延期期間中、ブラックロック・ストラテジック・ファンズに対する書面による通知をもって、延期または停止されている取引に関する自らの請求を撤回することができる。かかる通知は、取引が実行される前に受領された場合にのみ有効である。投資主は、保有するブラックロック・ストラテジック・ファンズの投資証券について、ブラックロック・ストラテジック・ファンズが当該保有分に関する清算資金を受領しない限り、買い戻すことができない。

強制買戻し

ブラックロック・ストラテジック・ファンズの純資産総額が1億米ドル（または相当額）を下回った場合、ブラックロック・ストラテジック・ファンズは投資主全員に通知を行い、買戻しが行われていないすべての投資証券を買い戻す。同様に、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの純資産価額が5,000万米ドル（または関連する取引通貨による相当額）を下回った場合、または、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの目論見書に規定される状況において、ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドに関連するすべてのクラスの投資証券の買戻しを行うことができる。

解散および清算

ブラックロック・ストラテジック・ファンズは、定款の規定に従い、投資主総会の決議によりいつでも解散することができる。資本金が、法律に定める資本の最低額（現在の最低資本金額は1,250,000ユーロ相当額である。）の3分の2を下回る場合、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの実業取締役会は、ブラックロック・ストラテジック・ファンズの解散に関する議題を投資主総会に提出しなければならない。

ブラックロック・システムティック・サステナブル投資先ファンドの清算の終了時に投資主によって請求されない清算代金は、ルクセンブルグの預託機関に預託され、30年後に失効するものとする。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2024年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、経営報告書を含む年次報告書のうち、財務書類および公認の監査人報告書以外の情報である。

我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2024年6月21日

ケーピーエムジー オーディット エス・
アー・エール・エル
公認の監査法人

ミルコ・レーマン
パートナー

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および／または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the "Company"), which comprise the balance sheet as at 31 March 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2024 and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier ("CSSF"). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report including the management report but does not include the annual accounts and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the réviseur d'entreprises agréé for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Luxembourg, 21 June 2024

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Mirco Lehmann
Partner

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。